

○ 資 料

1	ごみの月別搬入状況	59
2	処理・処分状況	61
3	廃乾電池等回収量	61
4	ダイオキシン類分析結果	62
5	犬・猫死体収集状況	62
6	有価物回収状況	63
7	収集車両稼働状況	63
8	ごみの組成分析	65
	(1) 組成分析結果(乾分析)	65
	(2) 組成分析結果(湿分析)	66
	(3) ごみ発熱量の推移	66
9	ごみ焼却による発電の状況	67
	(1) 発電電力量の推移	67
	(2) 発電電力量及び使用電力量	67
10	大気(排ガス)分析結果	68
11	最終処分場水質分析結果	69
	(1) 最終処分場水処理施設放流水分析結果	69
	(2) 地下水調査結果(下流側)	70
	(3) 地下水調査結果(上流側)	71
12	環境管理センターの視察・施設見学	72
13	柳橋ふれあいプラザ利用状況	72

○ 条例等

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例	73
大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則	77
大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱	80
大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱	82
大和市資源分別回収事業実施規則	82
大和市柳橋ふれあいプラザ条例	83
大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則	85
大和市証紙条例	87
大和市証紙条例施行規則	87
大和市ポイ捨て等の防止に関する条例	88
大和市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則	89
大和市ボランティア袋取扱要領	89
大和市手数料条例(抜粋)	90
大和市粗大ごみふれあい収集実施規則	90
大和市家具類再生展示施設運営要領	91

1 ごみの月別搬入状況

① 戸別収集可燃物搬入状況(直営、委託)

単位 : t

月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4	2,772.32	2,982.73	2,851.13	2,713.58	2,603.28
5	3,065.16	3,204.32	3,000.04	2,995.55	2,937.69
6	2,597.07	3,019.20	2,852.34	2,778.28	2,787.54
7	2,944.81	2,966.80	2,920.25	2,732.91	2,704.89
8	2,801.51	2,804.36	2,917.30	2,947.62	2,799.32
9	2,760.76	2,719.60	2,776.23	2,737.20	2,597.46
10	2,824.89	2,793.88	2,646.10	2,716.37	2,769.18
11	2,585.75	2,669.09	2,783.07	2,668.47	2,632.62
12	2,981.17	2,909.06	2,856.06	2,887.97	2,778.81
1	2,617.46	2,712.49	2,660.77	2,702.78	2,687.84
2	2,324.33	2,378.32	2,251.90	2,251.74	2,352.64
3	2,730.53	2,807.31	2,672.55	2,655.04	2,423.52
合計	33,005.76	33,967.16	33,187.74	32,787.51	32,074.79

② 戸別収集以外の可燃物搬入状況(環境管理センターに直接搬入された可燃物) 単位 : t

月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4	1,524.38	1,282.08	1,414.44	1,381.44	1,282.50
5	1,612.56	1,225.34	1,393.99	1,491.78	1,547.88
6	1,441.03	1,493.45	1,498.25	1,513.70	1,486.82
7	1,709.27	1,574.01	1,472.33	1,437.37	1,435.28
8	1,547.06	1,430.43	1,438.94	1,516.20	1,399.14
9	1,683.69	1,482.25	1,459.17	1,495.04	1,416.70
10	1,660.50	1,495.27	1,449.72	1,493.95	1,485.41
11	1,534.37	1,530.11	1,543.95	1,377.70	1,375.65
12	1,666.26	1,517.35	1,560.22	1,420.16	1,458.40
1	1,436.77	1,240.46	1,329.42	1,283.53	1,266.59
2	1,340.13	1,170.75	1,176.84	1,187.42	1,183.41
3	1,542.07	1,501.90	1,425.03	1,418.89	1,226.10
合計	18,698.09	16,943.40	17,162.30	17,017.18	16,563.88

③ 戸別収集家庭系不燃物搬入状況(委託)

単位 : t

月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4	140.99	160.05	152.48	134.85	132.03
5	154.11	199.43	155.70	136.89	123.27
6	141.82	148.64	137.11	123.06	134.98
7	120.04	141.58	128.07	116.98	119.83
8	144.90	159.67	139.44	127.47	117.50
9	150.19	127.46	143.42	132.87	124.21
10	139.72	138.14	139.65	128.59	123.36
11	144.94	141.43	133.01	127.06	121.14
12	172.38	176.66	178.80	168.21	168.41
1	131.19	142.38	135.78	123.02	114.63
2	128.65	131.27	112.38	118.24	116.52
3	126.40	129.47	123.76	114.56	110.99
合計	1,695.33	1,796.18	1,679.60	1,551.80	1,506.87

④ 戸別収集以外の不燃物搬入状況(環境管理センターに直接搬入された不燃物) 単位 : t

月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4	28.96	41.34	29.26	29.00	36.27
5	35.08	44.12	34.13	32.99	40.89
6	23.98	32.87	26.61	26.57	32.92
7	26.22	31.22	22.42	24.03	33.58
8	31.67	37.52	31.89	29.65	39.31
9	26.66	26.78	29.07	25.38	39.38
10	25.92	29.47	23.61	24.55	30.78
11	28.90	29.67	26.17	27.01	36.17
12	31.52	34.09	34.00	27.46	41.27
1	26.41	29.04	25.68	23.76	33.23
2	27.55	30.42	23.91	22.09	28.58
3	32.77	33.62	33.11	36.32	29.84
合計	345.64	400.16	339.86	328.81	422.22

⑤ 粗大ごみ搬入状況(直営) 単位 : t

月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4	101.12	115.62	118.51	119.85	105.36
5	98.79	119.09	101.34	114.39	108.06
6	84.69	106.34	104.93	100.28	91.19
7	83.19	110.79	89.63	84.98	91.65
8	94.67	118.50	101.82	89.12	98.32
9	91.20	109.55	99.74	99.94	89.54
10	97.34	113.84	95.95	97.47	96.08
11	93.57	103.13	97.75	95.19	89.65
12	91.99	106.80	100.20	95.68	93.43
1	77.96	98.64	93.76	91.29	86.31
2	82.05	92.97	85.29	87.28	80.41
3	106.41	107.82	90.99	109.26	93.47
合計	1,102.98	1,303.09	1,179.91	1184.73	1,123.47

⑥ 不法投棄収集状況 単位 : t

月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4	5.53	20.36	20.35	13.45	9.97
5	7.28	22.07	21.94	15.43	13.00
6	4.96	17.89	22.19	13.53	10.45
7	5.87	20.85	21.29	14.35	10.00
8	10.94	17.20	17.02	14.88	11.70
9	14.48	17.82	17.78	12.97	10.59
10	17.86	18.88	15.45	11.75	11.32
11	14.67	17.67	15.83	12.73	11.31
12	15.78	18.26	16.07	11.38	12.28
1	10.29	17.68	12.32	9.25	9.64
2	13.50	17.72	13.09	11.19	9.73
3	14.92	20.52	14.46	11.63	12.05
合計	136.08	226.92	207.79	152.54	132.04

2 処理・処分状況

① 可燃物処理状況(不燃残渣焼却分を含む。)

単位 : t

年 度	焼却量	灰			残 渣 率
		埋 立 量	資源化量	合 計	
令和元年度	53,061	580	5,950	6,531	12.31 %
令和2年度	53,084	592	6,142	6,734	12.69 %
令和3年度	54,752	593	5,974	6,567	11.99 %
令和4年度	53,105	594	5,900	6,494	12.23 %
令和5年度	50,743	590	5,579	6,169	12.16 %

※平成15年度から焼却灰を資源化しています。

② 不燃物処理状況

単位 : t

年 度	不燃物搬入量	破碎後 焼却処理	有価物回収量	破碎残渣 埋立量	処理困難物
令和元年度	2,229	1,208	949	0	72
令和2年度	2,390	1,230	1,092	0	67
令和3年度	2,179	1,163	956	0	71
令和4年度	2,104	1,153	882	0	70
令和5年度	2,095	1,165	862	0	68

③ 埋立状況

平成28年6月に焼却灰の搬入を終了し、最終覆土実施後、平成29年11月に埋立終了しました。

3 廃乾電池等回収量

単位 : kg

年 度	回 収 量	内破碎蛍光管
令和元年度	48,660	9,730
令和2年度	43,660	10,240
令和3年度	48,470	12,030
令和4年度	48,360	13,240
令和5年度	48,550	12,150

※回収品目は乾電池、蛍光灯、水銀体温計、電球等で、全国都市清掃会議でとりまとめて処理しています。(処理先:北海道北見市留辺薬町 野村興産(株)イトム力鋳業所)

4 ダイオキシン類分析結果

① 排ガス中のダイオキシン類濃度測定値

単位：ng-TEQ/Nm³

大和市環境管理センター	1号炉	2号炉	3号炉	平均値	基準値
令和元年度	0.035	0.036	0.035	0.035	1
令和2年度	0.11	0.027	—	0.069	
令和3年度	0.0022	0.019	—	0.011	
令和4年度	0.015	0.039	0.042	0.020	
令和5年度	0.033	0.0030	0.039	0.025	

※ng-TEQ（最も毒性の強いダイオキシンに換算した重量の単位）：10億分の1グラム

※令和2・3年度は3号炉を待機炉としたため測定していません。

② 焼却灰(主灰及び飛灰)中のダイオキシン類濃度測定値

単位：ng-TEQ/g

大和市環境管理センター	主 灰	飛灰(固化灰)	参考基準
令和元年度	0.0045	0.16	3
令和2年度	0.0015	0.23	
令和3年度	0.0016	0.20	
令和4年度	0.0022	0.17	
令和5年度	0.0027	0.16	

※ng-TEQ（最も毒性の強いダイオキシンに換算した重量の単位）：10億分の1グラム

③ 排水中のダイオキシン類濃度測定値

単位：pg-TEQ/l

	大和市環境管理センター (工場排水)	上草柳処分場排水	基準値
令和元年度	0.00033	0.63	10
令和2年度	0.00056	0.036	
令和3年度	0.00064	0.00027	
令和4年度	0.0018	0.00023	
令和5年度	0.00039	0.00013	

※pg-TEQ:1兆分の1グラム

5 犬・猫死体収集状況

年 度	取 扱 い 件 数 (体)								合計	委託料(円)
	路 上 処 理				そ の 他					
	犬	猫	その他	小計	犬	猫	その他	小計		
令和元年度	0	424	328	752	0	41	24	65	817	2,347,823
令和2年度	0	351	268	619	0	45	22	67	686	2,168,804
令和3年度	0	286	362	648	0	49	43	92	740	2,499,984
令和4年度	0	252	353	605	0	38	47	85	690	2,606,450
令和5年度	0	213	400	613	0	30	45	75	688	2,878,040

※路上処理：道路上及び飼主不明の犬猫等の死体を、収集運搬及び処分(火葬・埋葬)する case です。

※その他：犬猫等の死体の収集及び処分の依頼を受けたが、現場にその死体なかった case です。

6 有価物回収状況

単位：回収量・・・kg、売払金額・・・円

年度	品目	鉄がら	破碎鉄くず	アルミがら	アルミ缶	その他※	消費税	合計
R1	回収量	40,880	713,670	27,320	26,440	124,400	-	932,710
	売払金額	40,880	713,670	454,700	462,400	1,306,740	-	2,978,390
R2	回収量	48,360	818,630	35,120	22,210	143,410	-	1,067,730
	売払金額	24,180	409,315	351,200	111,050	1,715,620	-	2,611,365
R3	回収量	43,470	729,490	29,000	16,060	119,010	-	937,030
	売払金額	21,735	364,745	514,600	80,300	1,361,850	-	2,343,230
R4	回収量	39,100	661,090	27,300	14,390	117,880	-	859,760
	売払金額	19,550	330,545	819,000	71,950	1,585,550	-	2,826,595
R5	回収量	40,700	633,310	29,170	19,500	122,710	-	845,390
	売払金額	18,717	291,318	796,341	89,700	1,445,201	264,122	2,905,399

※その他は不燃ごみから選別・回収された、機械アルミ、銅、電線コード、真鍮、プリント基板、鉛、ステンレス、小型家電等です。

※インボイス制度対応のため、令和5年度から売払金額の消費税額を外税表記にしています。

7 収集車両稼働状況

① 可燃物収集車両稼働状況(直営、委託、例月まち並み清掃)

月	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)
4	26	2,894	2,852.36	26	2,757	2,714.41	25	2,628	2,603.94
5	26	2,829	3,002.45	26	2,866	2,997.82	27	2,897	2,938.89
6	26	2,788	2,855.81	26	2,786	2,780.29	26	2,854	2,789.08
7	27	2,946	2,921.83	26	2,752	2,733.97	26	2,795	2,705.48
8	26	2,882	2,919.34	27	2,912	2,948.67	27	2,901	2,799.71
9	26	2,830	2,780.12	26	2,869	2,740.07	26	2,760	2,600.50
10	26	2,792	2,647.10	26	2,796	2,718.48	26	2,876	2,770.18
11	26	2,925	2,786.76	26	2,771	2,673.70	26	2,822	2,635.41
12	26	2,839	2,857.35	26	2,895	2,889.36	26	2,800	2,781.30
1	24	2,720	2,661.28	24	2,676	2,703.22	24	2,669	2,688.11
2	24	2,608	2,252.15	24	2,581	2,252.04	25	2,739	2,352.69
3	27	2,937	2,673.04	27	2,905	2,655.29	26	2,753	2,423.69
合計	310	33,990	33,209.59	310	33,566	32,807.32	310	33,494	32,088.98
月平均	25.8	2,833	2,767.47	25.8	2,797	2,733.94	25.8	2,791	2,674.08

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1日当たりの搬入回数(回)	109.6	108.3	108.0
1日当たりの収集量(t)	107.1	105.8	103.5
1日当たりの稼働車両台数(台)	23.3	23.3	23.3
1日1台当たりの稼働回数(回)	4.7	4.7	4.6
1日1台当たりの収集量(t)	4.5	4.5	4.4
1日1回当たりの収集量(t)	1.0	1.0	1.0

※平成24年度から収集困難地域の軽トラックを含めています。収集量については、軽トラック350kgを塵芥車2tの積載量に換算して求めた台数(軽トラック1台→0.175台、全体23.6台)をもとに積算しています。

② 不燃物収集車両稼働状況(委託)

月	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)
4	20	244	152.48	20	240	134.85	20	240	132.03
5	20	240	155.7	20	240	136.89	20	240	123.27
6	20	239	137.11	20	240	123.06	20	240	134.98
7	20	240	128.07	20	240	116.98	20	240	119.83
8	20	240	139.44	20	240	127.47	20	240	117.50
9	20	242	143.42	20	240	132.87	20	240	124.21
10	20	240	139.65	20	240	128.59	20	240	123.36
11	20	240	133.01	20	240	127.06	20	240	121.14
12	20	247	178.80	20	243	168.21	20	241	168.41
1	19	229	135.78	18	218	123.02	17	206	114.63
2	20	240	112.38	20	242	118.24	20	240	116.52
3	20	240	123.76	20	240	114.56	20	240	110.99
合計	239	2,881	1,679.60	238	2,863	1,551.80	237	2,847	1,506.87
月平均	19.9	240	139.97	19.8	239	129.32	19.8	237	125.57

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1日当たりの搬入回数(回)	12.1	12.0	12.0
1日当たりの収集量(t)	7.0	6.5	6.4
1日当たりの稼働車両台数(台)	6.0	6.0	6.0
1日1台当たりの稼働回数(回)	2.0	2.0	2.0
1日1台当たりの収集量(t)	1.2	1.1	1.1
1日1回当たりの収集量(t)	0.6	0.6	0.6

③ 粗大ごみ収集車両稼働状況(直営(リサイクル未来館分を含む))

月	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)
4	26	381	118.16	26	347	119.69	26	321	105.30
5	26	328	100.86	26	342	114.39	26	322	107.96
6	26	367	103.88	26	327	100.20	26	317	91.10
7	27	327	89.23	26	296	84.90	26	318	91.36
8	26	368	101.50	27	308	88.98	27	338	98.32
9	26	342	95.79	26	340	99.82	26	304	89.38
10	26	344	95.31	26	331	97.21	26	336	95.88
11	26	339	97.43	26	309	95.19	26	299	89.58
12	26	329	100.10	26	303	95.57	26	301	93.13
1	24	280	93.61	24	285	91.09	24	286	86.31
2	24	268	85.13	24	267	87.20	24	273	80.17
3	27	276	90.93	27	341	109.26	27	266	93.01
合計	310	3,949	1,171.93	310	3,796	1,183.50	310	3,681	1,121.50
月平均	25.8	329	97.66	25.8	316	98.63	25.8	307	93.46

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1日当たりの搬入回数(回)	12.7	12.3	11.9
1日当たりの収集量(t)	3.8	3.8	3.6
1日当たりの稼働車両台数(台)	2.7	2.7	2.7
1日1台当たりの稼働回数(回)	4.7	4.6	4.4
1日1台当たりの収集量(t)	1.4	1.4	1.3
1日1回当たりの収集量(t)	0.3	0.3	0.3

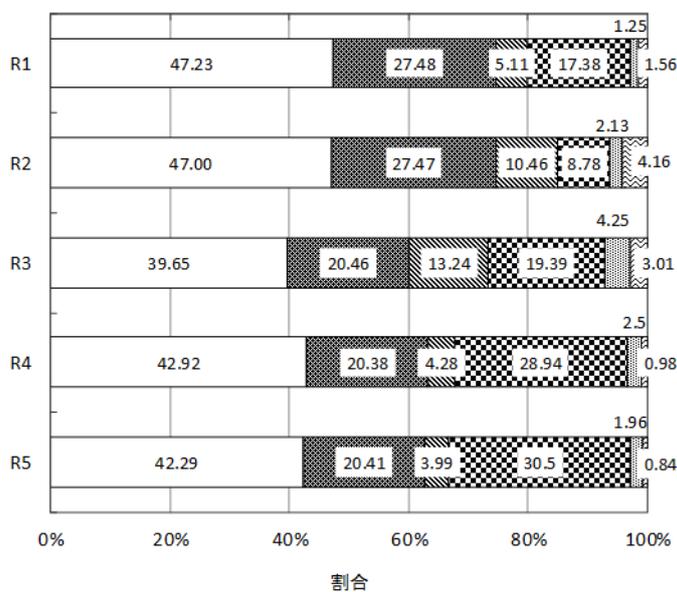
8 ごみの組成分析

(1) 組成分析結果(乾分析)

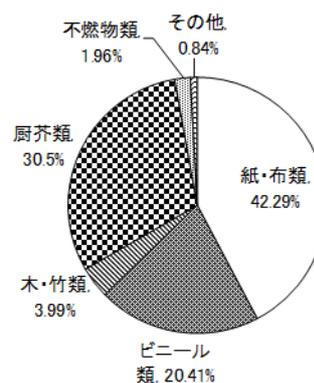
サンプリング場所 : ごみピット

年 度		4年度	令和5年度				平均
		平均	6月	9月	12月	3月	
天 候			曇	晴	晴	晴	
種 類	紙・布類(%)	42.92	53.06	40.14	22.03	53.93	42.29
	ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類(%)	20.38	8.37	30.47	25.34	17.46	20.41
	木・竹・わら類(%)	4.28	3.64	8.03	1.81	2.49	3.99
	厨 芥 類(%)	28.94	32.55	19.76	47.51	22.19	30.50
	不 燃 物 類(%)	2.50	1.95	0.86	2.59	2.45	1.96
	そ の 他(%)	0.98	0.43	0.74	0.72	1.48	0.84
単位容積重量(kg/m ³)		250	280	260	260	260	265
成 分	水 分 (%)	57.66	58.51	54.04	62.17	54.63	57.34
	灰 分 (%)	4.11	4.41	4.73	3.79	6.08	4.75
	可 燃 分 (%)	38.23	37.08	41.23	34.04	39.29	37.91
低位発熱量計算値(kJ/kg)		5,760	5,520	6,410	4,850	6,030	5,700
低位発熱量実測値(kJ/kg)		6,800	5,120	5,860	7,390	6,910	6,320

ごみの種類組成の推移(乾分析)



令和5年度
ごみの種類組成平均値(乾分析)



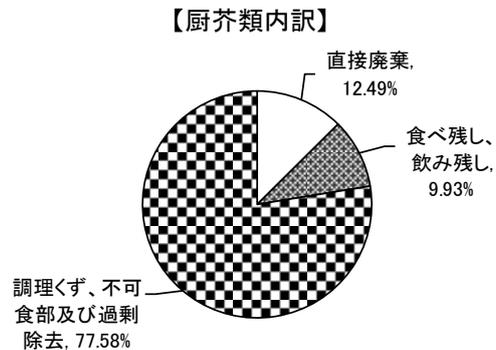
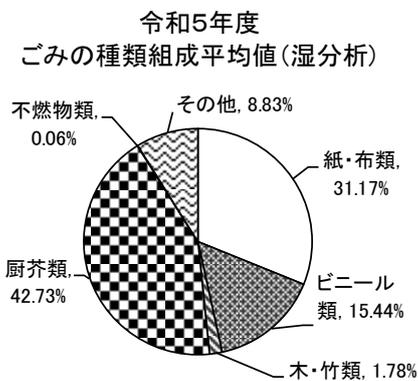
□紙・布類	▨ビニール類	▩木・竹類	▧厨芥類	▦不燃物類	▤その他
-------	--------	-------	------	-------	------

(2) 組成分析結果(湿分析)

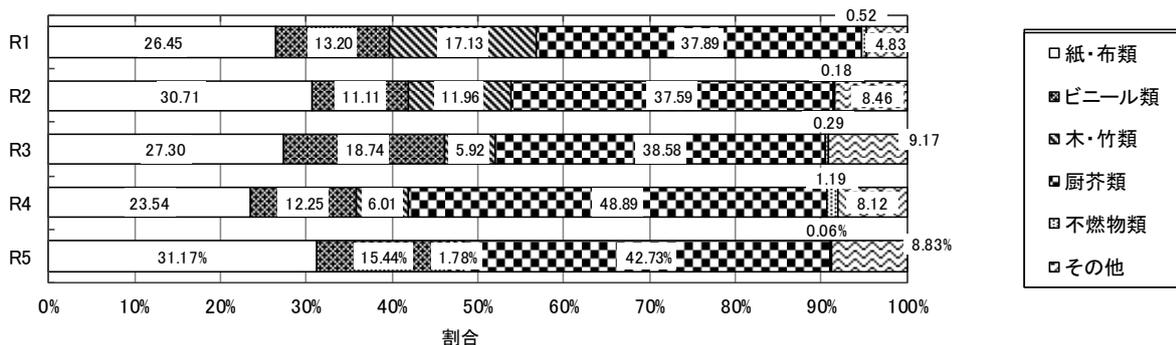
サンプリング場所 : 収集車より直接採取

ごみの種類組成(%)		年 度 4年度 平均	令和5年度				
			6月	9月	12月	3月	平均
紙・布類		23.54	22.31	31.84	26.79	43.72	31.17
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類		12.25	13.87	13.74	14.32	19.81	15.44
木・竹・わら類		6.01	1.45	2.29	1.73	1.64	1.78
厨芥類	直接廃棄	48.89	4.07	11.53	2.98	2.77	5.34
	食べ残し、飲み残し		7.66	4.29	1.63	3.39	4.24
	調理くず・不可食部 (過剰除去を含む)		37.73	30.41	40.35	24.12	33.15
不燃物類		1.19	0.00	0.10	0.00	0.13	0.06
その他		8.12	12.90	5.81	12.20	4.41	8.83

※四捨五入で表示しているため、合計が100%にならない場合があります。



ごみの種類組成の推移



(3) ゴミ発熱量の推移

単位 : kJ/kg

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低位発熱量計算値	7,425	9,700	6,660	5,755	5,700
低位発熱量実測値	9,325	11,725	7,528	6,795	6,320

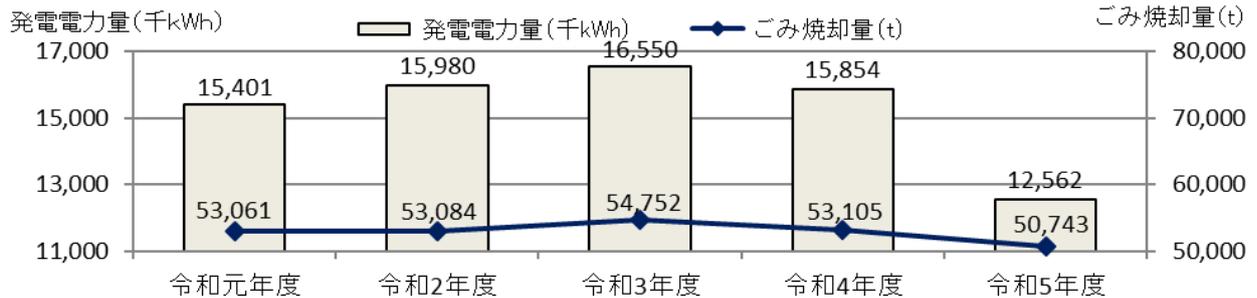
※1kJ=0.239Kcal

9 ごみ焼却による発電の状況

(1) 発電電力量の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発電電力量(千 kWh)	15,401	15,980	16,550	15,854	12,562
ごみ焼却量(t) ※	53,061	53,084	54,752	53,105	50,743
単位発電量(kWh/t)	290	301	302	299	248

※他団体が搬入したごみの焼却量を含みます。



(2) 発電電力量及び使用電力量

上段: 令和4年度 下段: 令和5年度

単位: ごみ焼却量... t、ごみ焼却量以外... 千kWh

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
	ごみ焼却量	4,570	3,019	4,232	4,030	5,146	6,862	339	6,116	6,564	4,063	3,674	4,490	53,105	
	3,812	4,916	4,238	4,770	3,950	4,359	456	6,281	5,695	3,959	3,374	4,932	50,743		
発電電力量①	1,434	837	1,282	1,161	1,545	2,121	98	1,666	2,107	1,185	1,030	1,391	15,854		
	1,166	1,451	1,120	1,389	1,156	0	0	263	1,747	1,391	1,206	1,674	12,562		
買電電力量②	6	214	2	72	222	1	362	147	0	3	3	2	1,035		
	1	6	6	5	44	755	566	642	2	2	3	1	2,034		
売電電力量③	509	271	412	284	777	1,051	25	915	1,106	385	294	520	6,549		
	361	542	263	436	274	0	0	132	855	501	364	724	4,452		
使用電力量 [①+②-③]	930	780	871	950	989	1,071	435	899	1,001	803	740	872	10,341	100%	
	806	915	863	958	927	755	566	773	893	892	845	952	10,144	100%	
用途別 使用量	プラント動力	500	411	449	454	523	593	219	545	579	438	473	5,588	54.0%	
		425	485	445	496	455	382	265	459	488	431	399	5,207	51.3%	
	建築動力・照明	265	241	269	333	326	317	148	201	244	193	171	2,934	28.4%	
		218	265	271	300	295	281	220	233	277	279	277	3,208	31.6%	
	粗大ごみ 処理施設	48	47	47	56	50	53	27	39	43	44	44	43	541	5.2%
		41	46	40	48	57	42	34	36	43	44	36	41	508	5.0%
	温水プール・公園	92	58	79	78	61	78	19	85	104	105	94	103	955	9.2%
	95	96	82	87	91	22	22	20	50	105	99	106	874	8.6%	
野球場	29	25	31	33	31	33	23	27	28	24	28	29	341	3.3%	
	28	27	29	31	34	32	27	28	29	31	32	30	357	3.5%	

(令和5年度実績)

- 発電電力量 12,562千kWh
- 買電電力量 2,034千kWh
 - ①環境管理センター分 1,882千kWh (料金 64,305千円)
 - ②温水プール・公園・野球場分 151千kWh (料金 9,550千円)
- 売電電力量 4,452千kWh (売電収入 28,945千円)
- 使用電力量 10,144千kWh

※四捨五入で表示しているため、合計が一致しない場合があります。

10 大気(排ガス)分析結果

分析項目	場所	県条例 規制基準値	令和4年度 平均	令和5年度												平均	最大	最小	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
ばいじん量	1 号 炉	— g/h	N.D.							N.D.		N.D.	N.D.				N.D.	N.D.	N.D.
硫黄酸化物量		— Nm ³ /h	0.41							0.11		0.31	0.41				0.28	0.41	0.11
窒素酸化物量		— Nm ³ /h	0.89							1.1		0.99	1.1				1.1	1.1	0.99
塩化水素		700mg/Nm ³	32							12		16	14				14	16	12
水銀		50 μg/Nm ³	6.8							4.5		—	8.2				6.4	8.2	4.5
アンモニア		50ppm	N.D.							N.D.		—	N.D.				N.D.	N.D.	N.D.
フッ素化合物		2.5mg/Nm ³	N.D.							N.D.		—	N.D.				N.D.	N.D.	N.D.
シアン化合物		10ppm	N.D.							N.D.		—	N.D.				N.D.	N.D.	N.D.
鉛化合物		10ppm	N.D.							N.D.		—	N.D.				N.D.	N.D.	N.D.
カドミウム化合物		0.5mg/Nm ³	N.D.							N.D.		—	N.D.				N.D.	N.D.	N.D.
乾きガス量		— Nm ³ /h	26,555							25,992		24,884	26,537				25,804	26,537	24,884
O ₂ 濃度		— %	8.8							9.2		8.4	7.6				8.4	9.2	7.6
ばいじん量		2 号 炉	— g/h	N.D.	N.D.			N.D.								N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
硫黄酸化物量	— Nm ³ /h		0.26	0.32			0.13			0.08					0.41		0.24	0.41	0.08
窒素酸化物量	— Nm ³ /h		1.1	1.4			1.3			1.2					0.76		1.2	1.4	0.76
塩化水素	700mg/Nm ³		16	15			5.5			3.8					30		14	30	3.8
水銀	50 μg/Nm ³		7.4	3.2			—			—					2.5		2.9	3.2	2.5
アンモニア	50ppm		N.D.	N.D.			—			—					N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
フッ素化合物	2.5mg/Nm ³		N.D.	N.D.			—			—					N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
シアン化合物	10ppm		N.D.	N.D.			—			—					N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
鉛化合物	10ppm		N.D.	N.D.			—			—					N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
カドミウム化合物	0.5mg/Nm ³		N.D.	N.D.			—			—					N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
乾きガス量	— Nm ³ /h		25,554	28,258			31,940			26,457					28,519		28,794	31,940	26,457
O ₂ 濃度	— %		9.2	8.4			7.0			9.6					9.0		8.5	9.6	7.0
ばいじん量	3 号 炉		— g/h	N.D.		N.D.										N.D.		N.D.	N.D.
硫黄酸化物量		— Nm ³ /h	0.29		0.24		0.28								0.16		0.23	0.28	0.16
窒素酸化物量		— Nm ³ /h	1.25		1.4		1.1								1.0		1.2	1.4	1.0
塩化水素		700mg/Nm ³	26		44		17								2.5		21	44	2.5
水銀		50 μg/Nm ³	4.2		—		N.D.								12		6.0	12	N.D.
アンモニア		50ppm	N.D.		—		N.D.								N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
フッ素化合物		2.5mg/Nm ³	N.D.		—		N.D.								N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
シアン化合物		10ppm	N.D.		—		N.D.								N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
鉛化合物		10ppm	N.D.		—		N.D.								N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
カドミウム化合物		0.5mg/Nm ³	N.D.		—		N.D.								N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
乾きガス量		— Nm ³ /h	27,041		26,431		28,388								24,820		26,546	28,388	24,820
O ₂ 濃度		— %	7.9		7.2		6.8								9.0		7.7	9.0	6.8
ばいじん総量		総量3747g/h*稼働炉	N.D.	N.D.	N.D.		N.D.			N.D.		N.D.	N.D.		N.D.		N.D.	N.D.	N.D.
硫黄酸化物総量	総量8.95Nm ³ /h	0.37	0.32	0.24		0.41			0.19		0.31	0.57		0.41		0.35	0.57	0.19	
窒素酸化物総量	総量9.365Nm ³ /h	1.2	1.4	1.4		2.4			2.3		0.99	2.1		0.76		1.6	2.4	0.76	

1 1 最終処分場水質分析結果

(1)最終処分場水処理施設放流水分析結果

分析項目	場所	大和市 下水道条例 規制基準値	令和4年度 平均	令和5年度												平均	最大	最小
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
PH	放 流	5~9	7.3	7.5	7.4	7.6	7.6	7.1	7.0	7.4	7.4	6.8	7.3	7.4	7.4	7.3	7.6	6.8
BOD		600mg/ℓ	9	7.3	14	11	8.8	11	6.9	7.3	8.3	1.6	9.7	15	12	9.4	15	1.6
COD			41	38	63	25	43	38	35	36	52	4.8	48	57	53	41	63	4.8
SS		600mg/ℓ	3	4	4	2	3	4	2	2	3	2	4	5	3	3	5	2
大腸菌群数			2	N.D.	1	2	5	N.D.	6	7	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2	7	N.D.
カドミウム		0.03mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
シアン化合物		1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
鉛		0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
六価クロム		0.5mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
ヒ素		0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
総水銀		0.005mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
アルキル水銀		不検出	不検出	---	---	不検出	---	---	---	---	---	不検出	---	---	---	不検出	不検出	不検出
PCB		0.003mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
トリクロロエチレン		0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
テトラクロロエチレン		0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
ジクロロメタン		0.2mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
四塩化炭素		0.02mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
1,1-ジクロロエチレン		0.2mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
チウラム	0.06mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
シマジン	0.03mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
ベンゼン	0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
セレン	0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
有機リン	0.2mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
銅	3mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
亜鉛	2mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
溶解性鉄	10mg/ℓ	0.17	---	---	0.10	---	---	---	---	---	0.24	---	---	---	0.17	0.24	0.10	
総クロム	2mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
溶解性マンガン	1mg/ℓ	0.38	0.26	N.D.	0.18	0.24	2.3	0.71	0.31	0.16	0.13	0.13	N.D.	N.D.	0.38	2.3	N.D.	
ニッケル	1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
フッ素化合物	8mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
ヘキサン抽出物質	30mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
フェノール類	0.5mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
ぼう素化合物	10mg/ℓ	0.5	---	---	0.5	---	---	---	---	---	0.5	---	---	---	0.5	0.5	0.5	
1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ	N.D.	---	---	---	N.D.	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
硝酸・亜硝酸・ アンモニア性窒素	380mg/ℓ	11	---	---	9.9	---	---	---	---	---	11	---	---	---	10	11	9.9	
ヨウ素消費量	220mg/ℓ	4.6	---	---	8.7	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	4.4	8.7	N.D.	

(2) 地下水調査結果(下流側)

採取箇所: 最終処分場内地下水集水ピット

分析項目	単位	令和4年度 平均	令和5年度												平均	最大	最小	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
ガミウム	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
シアン	mg/ℓ	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
六価クロム	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ヒ素	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
総水銀	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
アルキル水銀	mg/ℓ	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/ℓ	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
クロロエチレン*	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
トリクロロエチレン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	0.0002	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	0.0002	0.0002	N.D.
ジクロロメタン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
四塩化炭素	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
チウラム	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
シマジン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
チオベンカルブ	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ベンゼン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
セレン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
フッ素化合物	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ホウ素	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
硝酸・亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.6	-	-	5.2	-	-	-	-	-	-	0.4	-	-	-	2.8	5.2	0.4
塩素イオン	mg/ℓ	6	6	5	8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	5	8	N.D.
電気伝導度	mS/m	19	20	18	23	15	17	16	16	18	20	22	19	20	19	23	15	

* H29.4.1より塩ビモノマーがクロロエチレンに名称変更

(3)地下水調査結果(上流側)

採取箇所: 上流側観測井

分析項目	単位	令和4年度 平均	令和5年度												平均	最大	最小	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
カドミウム	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
シアン	mg/l	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
六価クロム	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ヒ素	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
総水銀	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
アルキル水銀	mg/l	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/l	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
クロロエチレン*	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
トリクロロエチレン	mg/l	0.0009	-	-	-	0.0006	-	-	-	-	-	0.0007	-	-	-	0.0007	0.0007	0.0006
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0015	-	-	-	0.0011	-	-	-	-	-	0.0014	-	-	-	0.0013	0.0014	0.0011
ジクロロメタン	mg/l	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
四塩化炭素	mg/l	0.0004	-	-	-	0.0002	-	-	-	-	-	0.0003	-	-	-	0.0003	0.0003	0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	0.0002	-	-	-	0.0002	0.0002	N.D.
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	0.0004	-	-	-	0.0004	0.0004	N.D.
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
チウラム	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
シマジン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
チオベンカルブ	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ベンゼン	mg/l	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
セレン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
フッ素化合物	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ホウ素	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,4-ジオキサン	mg/l	N.D.	-	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
硝酸・亜硝酸性窒素	mg/l	2.6	-	-	5.2	-	-	-	-	-	-	4.8	-	-	-	5.0	5.2	4.8
塩素イオン	mg/l	8	N.D.	N.D.	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	8	N.D.
電気伝導度	mS/m	24	24	24	23	24	24	24	24	24	24	24	24	25	25	24	25	23

* H29.4.1より塩ビモノマーがクロロエチレンに名称変更

12 環境管理センターの視察・施設見学

環境管理センターは、①周辺環境及び地域との調和、②最新鋭設備による徹底した公害防止対策、③コンピューターシステムによる運転の自動化、④焼却による熱エネルギーの有効利用、以上4つの特徴を備えた清掃工場で平成6年4月から稼動しています。

当センターでは、ごみ処理問題に関する意識啓発の機会として、稼動当初から工場内の各施設の見学者を受け入れており、市民をはじめ大勢の方々が施設の見学に訪れています。

見学者の方々からはごみ量の多さ・ごみの分別の重要性・リサイクルへの関心等に関するご質問が数多く寄せられました。更に、実際に自分の目で見るということが重要だという意見もあり、見学者の関心は「施設そのもの」から「ごみ処理の実態」へと移っています。

区 分 \ 年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
市 民	22	1,999	0	0	0	0	13	617	14	1,001
他市／官公庁	3	72	0	0	0	0	3	45	1	7
事業所等	2	20	0	0	0	0	2	8	0	0
合 計	27	2,091	0	0	0	0	18	670	15	1,008

※ 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため施設見学を実施しませんでした。

13 柳橋ふれあいプラザ利用状況

年度	開館日数	総入場者数	浴室利用者	第1集会室 (定員120名)	第2集会室 (定員30名)	会議室 (定員15名)	調理実習室 (定員10名)
R1	279	57,353	33,788	9,106	1,569	622	34
R2	228	4,866	0	710	458	378	0
R3	304	9,014	0	3,015	415	294	0
R4	306	35,609	22,702	5,371	982	241	0
R5	306	40,924	25,820	6,116	939	354	0

※ 集会室等の利用者数は、行政利用を含みます。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和元年度は1ヶ月間、令和2年度は3ヶ月間休館しました。

※ 浴室及び調理実習室利用については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2・3年度は休止しました。

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例

平成4年12月24日
条例第26号

大和市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年大和市条例第19号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 市民の参加及び協力(第8条～第14条)
- 第3章 減量化及び資源化の推進(第15条～第20条)
- 第4章 廃棄物の適正処理(第21条～第31条)
- 第5章 一般廃棄物処理計画(第32条・第33条)
- 第5章の2 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等(第33条の2～第33条の6)
- 第5章の3 一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格(第33条の7)
- 第6章 地域の清潔の保持等(第34条・第35条)
- 第7章 手数料等(第36条～第39条)
- 第8章 雑則(第40条～第42条)
- 第9章 罰則(第43条・第44条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進し、及び適正な処理をし、あわせて地域の清潔の保持を推進することにより、良好な環境の保全、限りある資源の有効利用及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される生活の形成を図り、もって、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料又は熱源として利用することをいう。
- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (6) 資源物 資源化を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

一部改正〔平成15年条例16号・17年31号〕

(本市の責務)

第3条 本市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

2 本市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の促進等必要な措置を講じなければならない。

3 本市は、前2項に規定する責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する本市の施策について、積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化及び資源化をし、廃棄物の適正処理及び排出場所等地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する本市の施策について、積極的に協力しなければならない。

(相互協力等)

第6条 本市、事業者及び市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力及び

連携し合わなければならない。

(自主的行動)

第7条 本市、事業者及び市民は、商品等の選択に際しては、再利用できるもの、廃棄物とならないもの、廃棄物となっても減量化又は資源化できるもの等環境保全に配慮したものを優先するように努めなければならない。

第2章 市民の参加及び協力

(市民の参加等)

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力のもとで行うものとする。

(啓発活動)

第9条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民活動への援助)

第10条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行うものとする。

第11条から第14条まで 削除

削除〔令和元年条例5号〕

第3章 減量化及び資源化の推進

(本市の減量化等)

第15条 本市は、事業の執行に当たり、減量化及び資源化の推進に努めるとともに、その廃棄物について適正処理しなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めなければならない。

一部改正〔平成12年条例30号〕

(適正包装の推進)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用することが可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その包装、容器等の減量化及び資源化を推進するための基準を定めるよう努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する基準に係る情報等について、事業者からの要請があった場合には、協力しなければならない。

(減量化等計画書)

第18条 市長は、延べ床面積が3,000平方メートル以上の事業用の建築物の所有者、占有者又は管理者(以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。)に対して、事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を提出させることができる。

全部改正〔平成15年条例16号〕

(改善勧告等)

第19条 市長は、前条に規定する減量化等計画書に記載された方策又はその実施について必要があると認めるときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

全部改正〔平成15年条例16号〕

(受入拒否)

第20条 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第18条に規定する減量化等計画書を提出しないとき、又は前条に規定する勧告に従わず、かつ、改善の意思がないと認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者等からの事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

一部改正〔平成15年条例16号〕

第4章 廃棄物の適正処理

(占有者等の自己処分等)

第21条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分す

- るように努めなければならない。
- 2 占有者等は、容易に処分することができない一般廃棄物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等本市の定める一般廃棄物処理計画に従わなければならない。
一部改正〔平成17年条例31号〕
(家庭系廃棄物の排出方法)
- 第21条の2 占有者等は、市長が収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物(資源物、し尿並びに別表第1に規定する粗大ごみ及び大型粗大ごみを除く。)を排出するときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。ただし、占有者等が本市の処理施設へ直接搬入するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
追加〔平成17年条例31号〕
(事業者の自己処理責任等)
- 第22条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。
(一般廃棄物の自己処理の基準)
- 第23条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号、以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。
一部改正〔平成12年条例30号〕
(本市が処理する事業系廃棄物)
- 第24条 本市は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めた場合に限り、事業系一般廃棄物について、本市の定める一般廃棄物処理計画に基づき、収集、運搬及び処分するものとする。
- 2 法第11条第2項の規定により本市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。
一部改正〔平成12年条例30号・15年16号〕
(事業者の届出等)
- 第25条 事業者は、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を本市に依頼しようとするときは、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出るとともに、その実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。ただし、事業系一般廃棄物に係る指定収集袋を使用して排出する場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
一部改正〔平成15年条例16号・17年31号〕
(製品等の適正処理の確保)
- 第26条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対してその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。
(適正処理困難物の指定等)
- 第27条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定し、公表することができる。
- 2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任で当該適正処理困難物を下取り等の方法により回収しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による回収を実行しない事業者に対しては、期限を定めて、回収するよう勧告することができる。
(混入等の禁止)
- 第28条 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定により、本市が行う一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを混入してはならない。
- (1) 有害物質を含むもの
 - (2) 危険性のあるもの
 - (3) 著しく悪臭を発するもの
 - (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
 - (5) 前各号に定めるもののほか、本市が行う処理に著しく支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を本市の施設へ搬入しようとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出て市長の指示に従わなければならない。
一部改正〔平成17年条例31号〕

- (改善勧告)
- 第28条の2 市長は、占有者等が第21条又は第21条の2の規定に違反していると認めるときは、当該占有者等に対して、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
追加〔平成17年条例31号〕、一部改正〔平成21年条例9号〕
(収集拒否)
- 第28条の3 市長は、占有者等が前条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該家庭系廃棄物の収集を拒否することができる。
追加〔平成17年条例31号〕
(収集又は運搬の禁止等)
- 第28条の4 本市の定める一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物並びにこれらに含まれる資源物については、本市及び市長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう勧告し、及び命令することができる。
追加〔平成23年条例9号〕
(廃棄物搬入の届出)
- 第29条 事業者は、第24条第2項に規定する本市が処分する産業廃棄物を本市の施設へ搬入しようとするときは、あらかじめその種類、数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。
(開発事業における事前協議)
- 第30条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。
(事業系一般廃棄物管理票)
- 第31条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を本市の施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を交付しなければならない。
- 2 受託一廃業者は、前項の規定により交付を受けた管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、受託一廃業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、管理票に必要な事項を記載し、当該受託一廃業者に回付するものとする。
- 4 受託一廃業者は、前項の規定により回付を受けた管理票を、運搬を委託した事業者に送付しなければならない。
- 5 市長は、受託一廃業者が管理票を提出しないとき、又は提出された管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の搬入を拒否することができる。
第5章 一般廃棄物処理計画
(計画の推進)
- 第32条 本市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。
(計画の策定等)
- 第33条 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、前項の規定による一般廃棄物処理計画の基本的事項を策定したときは、告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画の基本的事項を変更する場合に準用する。
一部改正〔平成11年条例38号〕
第5章の2 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等
追加〔平成12年条例30号〕
(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)
- 第33条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次

のとおりとする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
追加[平成12年条例30号]、一部改正[平成23年条例9号]
(縦覧の場所及び期間)

第33条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を縦覧に供するときは、調査書の縦覧場所を告示するものとし、調査書の縦覧の期間は、当該告示の日の翌日から起算して1月間とする。

追加[平成12年条例30号]
(意見書の提出先及び提出期限)

第33条の4 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該縦覧の対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに意見書を提出することができる。

追加[平成12年条例30号]
(環境影響評価との関係)

第33条の5 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は神奈川県環境影響評価条例(昭和55年神奈川県条例第36号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査)に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

追加[平成12年条例30号]
(他の地方公共団体の長との協議)

第33条の6 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

追加[平成12年条例30号]
第5章の3 一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格

追加[平成25年条例10号]
(技術管理者の資格)

第33条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

追加[平成25年条例10号]
第6章 地域の清潔の保持等

(清潔の保持等)

第34条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

3 第1項に規定する公共の場所の管理者は、減量化及び資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるように努めなければならない。

(土地の管理)

第35条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該土地所有者等に対して勧告することができる。

3 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第36条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、占有者等又は事業者から別表第11に掲げる手数料を徴収する。

2 前項の規定による手数料の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。

一部改正[平成11年条例38号・15年16号・17年31号]

(手数料の不還付)

第36条の2 既に納付した前条第1項の手料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

追加[平成15年条例16号]

(手数料の減免)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第36条第1項の手料金を減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき、若しくはこれに準ずると認められるとき、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けているとき。
- (2) 天災その他特別の理由があると認められるとき。
- (3) その他規則で定めるとき。

一部改正[平成15年条例16号・17年31号・20年6号・26年20号]

(指定収集袋の交付)

第37条の2 市長は、第36条第1項に規定する手数料(指定収集袋を使用して排出する者に対するものに限る。以下この条において同じ。)をあらかじめ納付した者又は前条第1号の規定による手数料の減免の決定を受けた者に限り、指定収集袋を交付する。

2 指定収集袋に関し必要な事項は、規則で定める。

追加[平成15年条例16号]、一部改正[平成17年条例31号]

(産業廃棄物処分費用)

第38条 法第13条第2項の規定により本市が徴収する産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する費用の徴収については、第36条第2項の規定を準用する。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第39条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (5) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 4,000円
- (7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 4,000円
- (8) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 4,000円

一部改正[平成15年条例28号]

第8章 雑則

(報告の徴収等)

第40条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関して必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第41条 市長は、法第19条第1項に規定する場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認め

られたものと解釈してはならない。
(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第9章 罰則
追加〔平成23年条例9号〕
(罰則)

第43条 第28条の4第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。
追加〔平成23年条例9号〕
(両罰規定)

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。
追加〔平成23年条例9号〕
附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第36条から第38条まで、別表第1及び別表第2の規定は、平成5年7月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例施行の際現に事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を本市に依頼している事業者に関する第25条第1項の規定の適用については、第25条第1項中「依頼しようとするときは」とあるのは、「既に依頼している場合においては、この条例の施行の日から3か月以内に」とする。

3 改正後の第36条から第38条まで、別表第1及び別表第2の規定は、平成5年7月1日以後の一般廃棄物の手数料又は産業廃棄物の処分に関する費用について適用し、同日前の一般廃棄物の手数料又は産業廃棄物の処分に関する費用については、なお従前の例による。
(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(大和市証紙条例の一部改正)

5 大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成11年条例第38号)
改正 平成12年9月28日条例第22号
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第33条第1項の改正規定並びに次項の規定は、平成13年7月1日から施行する。
(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成12年条例第22号抄)
(施行期日)

1 この条例は、平成12年11月1日から施行する。
附 則(平成12年条例第30号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定、第16条第2項の改正規定、第24条第2項の改正規定及び別表第1の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成15年条例第16号)
(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に関する費用について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に関する費用については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、新条例別表第1の大型粗大ごみの手数料

に係る規定は、施行日以後に本市に大型粗大ごみの収集の申込みをする場合の手数料から適用する。
(準備行為)

4 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。
(大和市証紙条例の一部改正)

5 大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成15年条例第28号)
この条例は、平成15年12月1日から施行する。
附 則(平成17年条例第31号)
(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(準備行為)

2 この条例による改正後の大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)第36条第1項及び別表第1の規定による家庭系廃棄物を指定収集袋を使用して排出するときに係る手数料の徴収並びに新条例第37条の2の規定による指定収集袋の交付その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。
附 則(平成20年条例第6号抄)
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成20年条例第28号)
(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第37条の2の規定により交付されている指定収集袋の使用については、なお従前の例による。
(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。
附 則(平成21年条例第9号)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成23年条例第9号)
(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、本則に第9章を加える改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第9章の規定は、平成24年4月1日以後に改正後の第28条の4第1項の規定に違反した場合に係る同条第2項の規定による命令に違反した者について適用する。
附 則(平成25年3月28日条例第10号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成26年9月30日条例第20号)
この条例は、平成26年10月1日から施行する。
附 則(令和元年9月27日条例第5号)
この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)

別表第1(第36条関係)

種別	取扱区分	手数料
し尿	定額料金 (一般家庭から排出されるとき。)	月1回目の汲取り 世帯割額100円と人頭割額100円に世帯人数を乗じて得た額との合計額
		同月2回目以降の汲取り 1回につき150円
	従量料金	定額料金の算定基準によることが著しく実情に合わないとき 市長が認める 18リットルまで100円 18リットルを超える場合は、18リットルに達するごとに100円を加算
家庭系廃棄物(特定家庭用機器廃棄物及び市長が収集しないと別に定めるもの)	本市の処理施設へ直接搬入するとき 本市が戸別に収集するとき	10キログラムまでごとに200円 指定収集袋を使用して排出するとき 5リットル袋1袋につき8円 10リットル袋1袋につき16円 20リットル袋1袋につき32円 30リットル袋1袋につき48円 40リットル袋1袋につき64円

を除外。)		粗大ごみ	1個につき500円
		大型粗大ごみ	1個につき1,000円
事業系一般 廃棄物	本市が収集するとき。		10キログラムまでごとに360円
	指定収集袋を使用して排出するとき。		10リットル袋1袋につき64円 20リットル袋1袋につき128円 45リットル袋1袋につき288円
	本市の処理施設へ直接搬入するとき。		10キログラムまでごとに200円

備考

- 1 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。
- 2 粗大ごみとは、一辺の長さがおおむね50センチメートルを超えるもの（工作物又は家屋に固定若しくは一体化されていたものを除く。）をいう。
- 3 大型粗大ごみの品目等については、規則で定める。
全部改正〔平成15年条例16号〕、一部改正〔平成17年条例31号・20年28号・21年9号〕

別表第2(第38条関係)

取扱区分	費用
(1) 第24条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入するとき。	10キログラムまでごとに200円
(2) (1)の算定基準によることが著しく実情に合わないとき市長が認めるとき。	1立方メートルまでごとに3,400円

一部改正〔平成15年条例16号〕

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則

平成5年3月26日

規則第18号

大和市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年大和市規則第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語は、条例において使用する用語の例による。

一部改正〔平成18年規則3号・令和2年32号〕

第3条及び第4条 削除

削除〔令和2年規則9号〕

(廃棄物減量化等推進本部の設置)

第5条 条例第15条の規定による減量化及び資源化を推進するため、大和市廃棄物減量化等推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

2 推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成23年規則41号〕

(減量化等計画書)

第6条 条例第18条に規定する減量化等計画書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物の発生量並びに種類及びその種類ごとの数量の見込み
- (2) 事業系一般廃棄物のうち再生利用等資源化するものの種類、数量及び資源化委託先並びに再生品名
- (3) 事業系一般廃棄物のうち減量化できるものの種類及び数量並びに減量化の方法
- (4) その他減量化、資源化等の計画

一部改正〔平成10年規則18号・15年4号・60号・23年41号〕

(改善勧告及び受入拒否)

第7条 条例第19条の規定による勧告は、減量化等勧告書により行うものとする。

2 条例第20条の規定により受入れを拒否する場合は、受入拒否通知書により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則4号・60号・23年41号〕

(事業系一般廃棄物搬入届等)

第8条 条例第25条第1項の規定による届出は、事業系一般廃棄物

搬入届により行わなければならない。

2 条例第25条第2項の規定による変更の届出は、事業系一般廃棄物搬入変更届により行わなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・23年41号〕

(適正処理困難物の指定手続等)

第9条 条例第27条第1項の規定による公表は、大和市公告式規則(昭和49年大和市規則第27号)第2条の規定に基づき、公告するものとする。

2 条例第27条第3項の規定による勧告は、適正処理困難物下取等勧告書により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則4号・23年41号〕

(特別管理一般廃棄物等の届出)

第10条 条例第28条第2項の規定による届出は、特別管理一般廃棄物等排出届により行わなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・23年41号〕

(改善勧告)

第11条 条例第28条の2の規定による勧告は、家庭系廃棄物排出改善勧告書により行うものとする。

追加〔平成23年規則41号〕

(特定の者以外の者による収集又は運搬の禁止の勧告又は命令)

第12条 条例第28条の4第2項の規定による勧告は、口頭又は収集・運搬禁止勧告書により行うものとし、同項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書により行うものとする。

追加〔平成23年規則41号〕、一部改正〔令和2年規則32号〕

(産業廃棄物搬入の届出)

第13条 条例第29条の規定による届出は、産業廃棄物搬入届により行わなければならない。

2 前項の届出事項に変更を生じたときは、産業廃棄物搬入変更届により市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・23年41号〕

(事前協議を必要とする開発事業)

第14条 条例第30条に規定する規則で定める開発事業は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により開発行為の許可を受けなければならない事業とする。

一部改正〔平成12年規則28号・23年41号〕

(事業系一般廃棄物管理票等)

第15条 条例第31条第1項に規定する規則で定める事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第1条に規定する特別管理一般廃棄物を排出する者とする。

2 条例第31条第4項の規定により事業系一般廃棄物管理票(以下この項において「管理票」という。)の送付を受けた事業者は、当該管理票を5年間保存しなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・60号・23年41号〕

(縦覧の告示)

第16条 条例第33条の3の規定による告示は、次の事項についても行うものとする。

- (1) 縦覧の期間及び時間
- (2) 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出先及び提出期限
- (3) 一般廃棄物処理施設(以下この条において「対象施設」という。)の名称、設置の場所及び種類
- (4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 対象施設の能力(一般廃棄物の最終処理場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) その他市長が必要と認める事項

追加〔平成12年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則41号〕

(土地の管理についての勧告)

第17条 条例第35条第2項の規定による勧告は、土地管理対策勧告書により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則4号〕

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第18条 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業(以下「処理業」という。)の許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者は、法第7条の2第1項の規定により、事業の範囲を変更しようとするときは、事業範囲変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定

による許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条の規定により、変更の届出をしようとするときは、許可申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・60号・令和2年32号〕

(許可証の交付等)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、許可する場合には、許可証を交付し、許可しない場合には、その旨を通知するものとする。

2 前項に規定する許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 許可業者は、許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・令和2年32号〕

(処理業の許可基準)

第20条 処理業の許可をする場合の基準は、法第7条第5項若しくは第10項又は浄化槽法第36条の規定によるほか、当該申請をした者が自ら事業を実施し、かつ、本市内に主たる事務所又は営業所を有する者であることとする。

一部改正〔平成10年規則18号・15年60号・令和2年32号〕

(許可期間)

第21条 許可業者に係る許可の期間は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める期間内とする。

- (1) 一般廃棄物処理業許可 2年
- (2) 浄化槽清掃業許可 3年

一部改正〔平成10年規則18号・令和2年32号〕

(事業の廃止)

第22条 許可業者は、法第7条の2第3項の規定により事業の全部若しくは一部の廃止の届出をしようとするとき、又は浄化槽法第38条の規定により事業の廃業等の届出をしようとするときは、事業の廃止・廃業等届を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号〕

(許可の取消し等)

第23条 市長は、法第7条の3若しくは第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定により、許可の取消しをするとき、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書又は事業停止命令書により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則4号・60号〕

(許可証の返還)

第24条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 処理業の廃止又は廃業等をしたとき。
- (4) 事業の全部の停止を命ぜられたとき。

一部改正〔平成10年規則18号〕

(実績報告書の提出)

第25条 許可業者は、ごみの収集運搬又は浄化槽の清掃に関する前月の実績を毎月10日までに、業務実績報告書により市長に報告しなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号〕

(手数料等の徴収方法)

第26条 一般廃棄物処理手数料(条例第37条の2第1項の規定により指定収集袋の交付を受けようとする者があらかじめ納付する場合を除く。)は、大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号)第2条に規定する方法による場合のほか、搬入の都度徴収するものとする。ただし、市長が認めた場合は、毎月分を一括して徴収することができる。

2 産業廃棄物処分費用は、毎月分を市長が発行する納入通知書により徴収するものとする。

3 一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等は、その都度市長が発行する納入通知書により徴収するものとする。

一部改正〔平成15年規則60号〕

(処理手数料の還付)

第27条 条例第36条の2ただし書の規定により手数料の全部又は一部を還付するときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 家庭系廃棄物に係る指定収集袋の交付を受け当該指定収集袋を所有している占有者等が、本市の区域外へ転出すると

き。

(2) 事業系一般廃棄物に係る指定収集袋の交付を受け当該指定収集袋を所有している事業者が、本市内において事業を廃止し、又は本市の区域外へ転出するとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第36条の2ただし書の規定により一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料還付請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を審査し、第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の全部又は一部を還付するものとする。

追加〔平成15年規則60号〕、一部改正〔平成18年規則3号・令和2年32号〕

(処理手数料の減免基準等)

第28条 条例第37条第3号の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 一般家庭が次に掲げる物を市長が別に定める方法及び数量で排出するとき。

- A 剪(せん)定枝
- I 枯れ葉又は雑草
- ウ 蛍光灯、乾電池等の有害ごみ
- エ 使用済紙おむつ

(2) 市民、自治会、ボランティア団体等が行う道路、公園その他の公共の施設の清掃活動により生じた一般廃棄物を市長が別に定める方法及び数量で排出するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第37条第1号に該当する者が家庭系廃棄物を指定収集袋により排出するときに係る一般廃棄物処理手数料の免除は、別表第1に掲げる指定収集袋の交付数に相当する額を限度とする。

3 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者である場合

(2) 条例第37条第2号に該当し、市長がその提出を要しないと認めた場合

(3) 第1項第1号又は第2号に該当する場合

(4) 第1項第3号に該当し、市長がその提出を要しないと認めた場合

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書その他市長が定める方法により通知するものとする。

全部改正〔平成18年規則3号〕、一部改正〔平成19年規則59号・20年53号・23年41号・26年60号・令和2年32号〕

(家庭系廃棄物の排出方法の例外)

第29条 条例第37条第2号、前条第1項イからIまで又は同項第3号に該当する場合にあっては、透明袋又は半透明袋で家庭系廃棄物を排出することができる。

追加〔平成18年規則3号〕、一部改正〔平成19年規則59号・令和2年32号〕

(指定収集袋等)

第30条 指定収集袋の仕様は、家庭系廃棄物に係る指定収集袋については別図第1のとおりとし、事業系一般廃棄物に係る指定収集袋については別図第2のとおりとする。

2 事業系一般廃棄物に係る指定収集袋による排出は、当該指定収集袋の大きさにかかわらず、1の収集日につき2袋までとする。

追加〔平成15年規則60号〕、一部改正〔平成18年規則3号・令和2年32号〕

(指定収集袋の交付方法)

第31条 条例第37条の2第1項の規定による指定収集袋の交付は、指定収集袋の種別ごとに10袋を1組として、当該一般廃棄物処理手数料を納付した者に行うものとする。

追加〔平成18年規則3号〕

(処理手数料の算定基準)

第32条 月の途中で世帯人数に変更があったときは、当月分のし尿に係る処理手数料は、変更前の世帯人数により徴収するものとする。

- 2 月の中途から収集を開始し、又は停止したときは、当月分のし尿に係る処理手数料は、定額料金を徴収するものとする。
- 3 前2項の規定によることが不適当な場合は、市長の認定するところによる。

全部改正〔令和2年規則32号〕

(大型粗大ごみの品目等)

- 第33条 条例別表第1備考3に規定する規則で定める品目等は、別表第2のとおりとする。

追加〔平成15年規則60号〕、一部改正〔平成18年規則3号〕

(様式)

- 第34条 この規則の規定により使用する様式は、別表第3に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

追加〔平成15年規則4号〕、一部改正〔平成15年規則60号・18年3号〕

(委任)

- 第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

追加〔令和2年規則32号〕

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第26条から第28条までの規定は、平成5年7月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則(平成10年規則第18号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第42号)

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第28号)

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第60号)

- この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第18条、第20条及び第23条の改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第75号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第3号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、別図第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている大和市事業系一般廃棄物指定収集袋が残存する間は、当該収集袋を引き続き使用することができる。

附 則(平成20年規則第53号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第88号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている大和市事業系一般廃棄物指定収集袋が残存する間は、当該収集袋を引き続き使用することができる。

附 則(平成23年規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則(平成26年9月30日規則第60号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第9号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この規則の公布の日において現に第1条の規定による廃止前又は第3条の規定による改正前のそれぞれの規則(以下この項において「旧各規則」と総称する。)に規定する非常勤特別職の職員である者の任期は、旧各規則の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。任期の定めがない者も、同様とする。

附 則(令和2年3月30日規則第32号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第28条関係)

1世帯当たりの構成人数	指定収集袋の交付数
1人	10リットル袋を120袋
2人から5人まで	20リットル袋を120袋
6人以上	40リットル袋を120袋

備考

- 1 指定収集袋の交付は、世帯ごとに行うものとする。

- 2 指定収集袋の交付数は、1年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)当たりの数とする。ただし、年度の中途において、条例第37条第1号に該当することとなった者における指定収集袋の交付数は、その該当することとなった日の属する月から月割りをもって算出するものとする。

追加〔平成18年規則3号〕、一部改正〔平成20年規則88号・令和2年32号〕

別表第2(第33条関係)

品名	内容
家庭用オルガン、電子ピアノ	キーボード型を除く。
スチール製物置	床面積が1.65平方メートルを超え、3.3平方メートル以下のもので、解体済みのもの
ソファ	2人掛用以上のもの
畳	1畳の大きさのもの
たんす、食器戸棚、本棚等	いずれか一辺の長さが150センチメートル以上のもの
ベッド	マットレス付ベッド、2段ベッド、ソファベッド等

備考 畳については、1回の搬入につき6枚までとする。

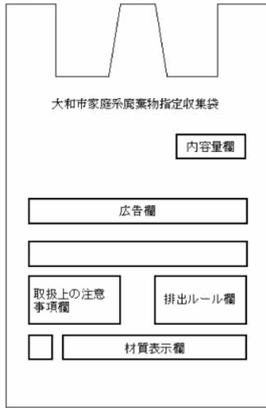
追加〔平成15年規則60号〕、一部改正〔平成16年規則75号・18年3号〕

別表第3(第34条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	減量化等計画書	第6条
第2号様式	減量化等勧告書	第7条
第3号様式	受入拒否通知書	第7条
第4号様式	事業系一般廃棄物搬入届	第8条
第5号様式	事業系一般廃棄物搬入変更届	第8条
第6号様式	適正処理困難物下取等勧告書	第9条
第7号様式	特別管理一般廃棄物等排出届	第10条
第8号様式	家庭系廃棄物排出改善勧告書	第11条
第9号様式	収集・運搬禁止勧告書	第12条
第10号様式	収集・運搬禁止命令書	第12条
第11号様式	産業廃棄物搬入届	第13条
第12号様式	産業廃棄物搬入変更届	第13条
第13号様式	事業系一般廃棄物管理票	第15条
第14号様式	土地管理対策勧告書	第17条
第15号様式	許可申請書	第18条
第16号様式	事業範囲変更許可申請書	第18条
第17号様式	許可申請事項変更届	第18条
第18号様式	許可証	第19条
第19号様式	許可証再交付申請書	第19条
第20号様式	事業の廃止・廃業等届	第22条
第21号様式	許可取消書	第23条
第22号様式	事業停止命令書	第23条
第23号様式	業務実績報告書	第25条
第24号様式	一般廃棄物処理手数料還付請求書	第27条
第25号様式	一般廃棄物処理手数料減免申請書	第28条
第26号様式	一般廃棄物処理手数料減免決定通知書	第28条

追加〔平成15年規則4号〕、一部改正〔平成15年規則60号〕

別図第1(第30条関係)



【寸法】

(単位：ミリメートル)

区分	内容量	横マテ	
		縦	厚み
5リットル袋	5リットル	420	0.03
		180/300	
10リットル袋	10リットル	500	0.03
		290/400	
20リットル袋	20リットル	600	0.03
		360/500	
30リットル袋	30リットル	700	0.03
		380/560	
40リットル袋	40リットル	750	0.03
		470/650	

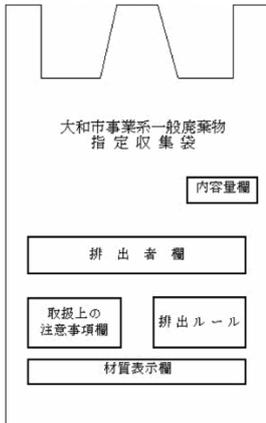
【袋の色】 黄色

【袋の文字の色】 黒

備考

- 5リットル袋については、広告欄を記載しない。
- 広告掲載の申込みがない場合は、広告欄を省略することができる。
全部改正〔平成20年規則88号〕、一部改正〔令和2年規則32号〕

別図第2(第30条関係)



【寸法】

(単位：ミリメートル)

区分	内容量	横マテ	
		縦	厚み
10リットル袋	10リットル	500	0.03
		290/400	
20リットル袋	20リットル	600	0.03
		360/500	
45リットル袋	45リットル	800	0.03
		470/650	

【袋の色】 若草色

【袋の文字の色】 深緑色

全部改正〔平成21年規則59号〕

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱

平成15年10月1日
告示第121号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号)及び大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則(平成5年大和市規則第18号。以下「規則」という。)に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項本文の規定による一般廃棄物収集運搬業(し尿及び浄化槽清掃業を除く。以下同じ。)の許可に関する基準の細目、不利益処分の基準その他必要な事項について定めるものとする。
(許可の申請)

第2条 法第7条第1項又は第6項の規定による市長の許可又は同条第2項又は第7項の規定による許可の更新を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、許可申請書に次に掲げる書類(当該許可の更新を受けようとする者については、第9号に掲げる書類を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 事業計画書
- 定款その他これに類するもの(法人の場合に限る。)
- 商業登記簿謄本(個人にあつては、住民票の写し)
- 役員の履歴書(個人にあつては、履歴書)
- 法人市民税納税証明書(個人にあつては、市県民税納税証明書)
- 代表者の印鑑証明書(個人にあつては、印鑑証明書)
- 従業員名簿
- 保有車両表(市の施設への搬入を希望する車両のみ車検証

の写しとその車両の写真を添付)

- 事業系一般廃棄物搬入届
- 事業所の配置図及び土地の登記簿謄本(自己の所有に属さない場合にあつては、賃貸借契約書の写し)
- 駐車場の位置図(自己の所有に属さない場合にあつては、賃貸借契約書の写しを添付)
- 処理施設、処分施設等の構造仕様書、計画図、付近の見取図及び写真(自己で所有している場合に限る。)
- 法令及び許可条件を遵守し、誠実に業務を行う旨を記載した書類
- 委託又は許可を受けている地方公共団体名一覧表
- その他市長が必要と認める書類

2 許可申請者は、前項各号に掲げる書類の記載事項等に変更が生じたときは、その都度速やかに市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成31年告示62号・令和元年123号〕

(許可基準)

第3条 一般廃棄物処理業の許可をする場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 法第7条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第7条の第2項において準用する場合を含む。)に適合していること。
- 市の施設に搬入する使用車両は、走行中に廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのないものであつて、重量が4トン以下であること。
- 使用車両には、許可を受けようとする法人の名称(個人にあつては氏名又は屋号)を車両の両側面に表示していること。
- 無蓋車両のシート類は、十分に大きいものを使用し、ローフその他所要の付属品(予備品を含む。)を常備していること。
- 使用車両に適合した保管場所を有し、かつ、保管場所の使用に対する権利を有していること。
- その他市長が特に認める事項

一部改正〔平成31年告示62号〕

(検査)

第4条 市長は、市の施設へ一般廃棄物の搬入を希望する法人又は個人(一般廃棄物の収集を業とする者に限る。以下「搬入業者」という。)に対し、本市の施設搬入時(受付から後計量までの最終行程に至るまでの間)において、次に掲げる事項について随時検査を行うものとする。

- 許可申請書等の記載内容に関する事項
- 作業の実施にあたり、法令等の規定又は許可条件に関する事項
- 施設の維持管理上必要と認める事項
- 生活環境の保全上必要と認める事項
- その他必要と認める事項

一部改正〔平成31年告示62号〕

(不利益処分の基準)

第5条 市長は、前条に規定する検査を行い不正行為が発覚したとき、又は施設内で事故等を起こしたときは、当該搬入業者に対し、許可の取消し等の不利益処分を行うものとする。

2 前項の規定による不利益処分の基準は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成31年告示62号〕

(審査委員会)

第6条 市長は、前条に規定する許可の取消し等の不利益処分に関する事項を審査するため、大和市一般廃棄物処理業不利益処分審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 規則第23条に規定する許可の取消し及び搬入停止に係る不利益処分に関すること。
 - その他指導に関すること。
- 3 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。
- 環境施設農政部長
 - 総務部長
 - 環境管理センター所長
 - 環境総務課長
 - 生活環境保全課長
 - 施設課長
 - 廃棄物対策課長

4 委員会に委員長を置き、環境施設農政部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ

- 委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 8 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 9 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 10 委員会の庶務は、環境管理センター施設課管理係において処理するものとする。
- 一部改正〔平成21年告示119号・31年62号・令和3年告示41号〕

(委員会審査の省略)

第7条 第5条の規定による不利益処分のうち、搬入停止7日以内の不利益処分を課すときは、前条に規定する委員会における審査の手続を省略することができる。

一部改正〔平成31年告示62号〕

(仮処分等)

第8条 環境管理センター所長は、前条に規定する以外のときで、施設の維持管理上、生活環境の保全上等緊急を要すると判断したときは、仮処分を行うことができる。

2 仮処分を行ったときは、速やかに委員会を開催し、正式処分を決定するものとする。

3 許可の取消し等の不利益処分を行う場合において、許可を取り消すときは聴聞、事業の停止を命ずるときは弁明の機会の付与をそれぞれ行うこととする。

一部改正〔平成31年告示62号〕

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

一部改正〔平成31年告示62号〕

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に一般廃棄物処理業の許可証の交付を受けている者は、この要綱の相当規定により許可を受けたものとみなす。

附 則(平成21年告示第119号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日告示第62号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月11日告示第123号)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第41号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

不利益処分の基準

(1) 不正行為

項目	回数										具体例	
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目以降		
資源物の混入	指示書	搬入停止1日	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止7日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日		
市域外廃棄物の混入	指示書	搬入停止1日	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日	許可取消し		
産業廃棄物の混入	指示書	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日	許可取消し			
適正処理困難物の混入	指示書	搬入停止	搬入停止	搬入停止	搬入停止	搬入停止	搬入停止	搬入停止	許可取消			・不燃物 ・粗大ごみ

		止3日	止5日	止10日	止15日	止20日	止25日	止30日	消し		
医療系廃棄物の混入	指示書	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止30日	許可取消し			・注射針 ・血液付着物 ・透析器具 ・その他感染性医療廃棄物
その他の違反	指示書	搬入停止1日	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止7日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日	・許可基準違反 ・許可条件違反 ・市民への迷惑行為 ・その他

備考

- 1 表中の日数は、環境管理センターへのごみ搬入停止期間を示す。
- 2 搬入停止の期間は、不正行為が発覚した日を除き、指定する暦日による期間とする。
- 3 2以上の項目が重なった場合は、それぞれの項目の停止回数ごとに規定する搬入停止期間を合算した期間を搬入停止の期間とする。
- 4 違反回数の積算は、当該不正行為が行われた日の5年前から起算する。
- 5 違反回数は、搬入業者ごとに集計する。

(2) 施設内における事故等

項目	被害状況	処分内容(搬入停止期間等)
事故	物損(車両)事故のみの場合	事故等報告書及び改善計画書が提出されるまでの期間(当該書類の内容に不備等がある場合は、当該期間に補正に要する期間を加えた期間。以下同じ。)とする。ただし、同事故を通算して2回以上起こした場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	人身事故(軽傷)の場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に5日間を加えた期間とする。ただし、同事故を通算して2回以上起こした場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	人身事故(重傷)の場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に15日間を加えた期間とする。ただし、同事故を再度起こした場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	人身事故(死亡)の場合	許可の取消し
施設(財産)に与えた損害	安全又は円滑な運営に軽微な支障が生じた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間とする。ただし、同損害を通算して2回以上与えた場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	処理施設の機能を一部停止させた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に5日間を加えた期間とする。ただし、同損害を通算して2回以上与えた場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	安全又は円滑な運営に重大な支障が生じた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に15日間を加えた期間とする。ただし、同損害を通算して2回以上与えた場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	処理施設の機能を全部停止させた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に20日間を加えた期間とする。ただし、同損害を再度与えた場合の処分内容は、許可の取消しとする。

備考

- 1 事故等の回数の積算は、当該事故等を起こした日の5年前から起

- 算する。
- 2 事故等の回数は、搬入業者ごとに集計する。
- 3 事故等において、被害又は損害状況が重複した場合には、それぞれの処分内容を合算した期間とする。
一部改正〔平成31年告示62号〕

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱

平成20年1月30日
告示第24号

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱(平成14年4月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭及び事業所から排出される厨芥(ちゅうかい)類等の生ごみの減量化及び資源化対策の一環として、生ごみ処理容器又は電動式生ごみ処理機(以下「生ごみ処理容器等」という。)を設置する者に対し、その購入費の一部を補助することについて、大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理容器 土中の微生物を利用して生ごみを分解し、及び減容することにより、当該生ごみをたい肥化する容器又は器具
- (2) 電動式生ごみ処理機 電力を利用して生ごみを分解し、及び減容することにより、当該生ごみをたい肥化し、又は消滅させる器具(補助事業等)

第3条 補助事業は、次条に規定する補助対象者による生ごみ処理容器等の購入とする。

2 補助の対象となる経費は、材質が耐水性及び耐久性を備えた生ごみ処理容器等の購入費用とする。

3 補助の対象となる生ごみ処理容器等の数の上限は、生ごみ処理容器は1世帯又は1事業所当たりそれぞれ2基とし、電動式生ごみ処理機は1世帯又は1事業所当たりそれぞれ1基とする。

4 第2項の規定にかかわらず、環境への負荷が懸念されるディスプレイタイプのものは、補助の対象としないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 生ごみ処理容器等を、家庭及び事業所から排出される厨芥類等の生ごみの処理に活用しようとする者
- (2) 大和市内に住所を有し、現に居住している世帯の代表者又は大和市内で事業を1年以上営み、引き続き事業を営む事業所
- (3) 市税等の滞納がないこと。

2 過去にこの要綱による補助金の交付を受けている場合は、前回の補助の対象となった生ごみ処理容器等を購入した日から5年を経過した後に買い替えた場合に限り、補助の対象とすることができる。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額及び上限金額は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に端数が生じた場合は、その区分に応じて生ごみ処理容器は100円未満を切り捨てるものとし、電動式生ごみ処理機は1,000円未満を切り捨てるものとする。
(交付の申請)

第6条 申請者は、生ごみ処理容器等を購入後6月以内に、生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書に保証書又は取扱説明書の写し及び領収書の原本を添付して申請しなければならない。
(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、生ごみ処理容器等設置費補助金交付決定通知書により申請者にその旨を通知するものとする。
(交付の請求)

第8条 補助事業者は、生ごみ処理容器等設置費補助金請求書を市長に提出しなければならない。
(補助事業者の責務)

第9条 補助事業者は、当該生ごみ処理容器等を常に良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。
(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内

容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

附則(平成31年3月28日告示第63号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月24日告示第44号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

区分	補助金の額	補助金の上限金額
生ごみ処理容器	購入金額に4分の3	20,000円
電動式生ごみ処理機	を乗じて得た額	35,000円

別表第2(第10条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書	第6条
第2号様式	生ごみ処理容器等設置費補助金交付決定通知書	第7条
第3号様式	生ごみ処理容器等設置費補助金請求書	第8条

大和市資源分別回収事業実施規則

平成21年3月30日
規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号。以下「条例」という。)の趣旨にのっとり、資源の分別回収の拡大及び安定化を通じて廃棄物の減量化、資源化を図るために、家庭系廃棄物に含まれる資源を市が分別回収する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 条例第2条第2項第6号に定める資源物をいう。
- (2) 自治会 大和市自治会連絡協議会に加入している住民組織をいう。ただし、当該住民組織が存在しない地域にあっては、その地域において市が実施する資源の分別回収に協力する法人又は団体とする。

(3) リサイクルステーション 次の区分により、市民及び事業者が分別した資源を排出する場所として自治会が選定し市長に届け出たものをいう。

ア 総合リサイクルステーション 第4条第2項各号に掲げる資源の全てを回収する場所又は同項第2号に規定するB資源を回収する場所であって30世帯以上の利用があるもの(ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、30世帯未満でも設置できるものとする。)

イ 小規模リサイクルステーション 第4条第2項第1号に規定するA資源又は同項第3号に規定するその他プラスチック製容器包装を回収する場所
一部改正〔平成21年規則79号〕

(リサイクルステーション)

第3条 自治会は、次の各号のいずれにも該当する場所を、資源回収の開始を希望する日の2週間前までにリサイクルステーションとして選定し、リサイクルステーション設置等申請書により市長へ届け出なければならない。

- (1) 市民が安全に資源を排出できること。

第5条 市長は、指定管理者にプラザの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) プラザの概要
- (2) 申込期間
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

追加[平成17年条例11号]、一部改正[平成17年条例11号]
(指定管理者の指定の申込み)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にプラザの管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

追加[平成17年条例11号]、一部改正[平成17年条例11号]
(選定基準)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) プラザを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) プラザの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) プラザの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) プラザの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

追加[平成17年条例11号]、一部改正[平成17年条例11号]
(選定の結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

追加[平成17年条例11号]、一部改正[平成17年条例11号]
(再選定等)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
 - (2) 新たに判明した事実により、プラザの管理を行うことが不適当であると認められたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条の規定による次の公募については、申し込むことができない。

追加[平成17年条例11号]、一部改正[平成17年条例11号]
(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

追加[平成17年条例11号]
(指定期間)

第11条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

追加[平成17年条例11号]
(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長とプラザの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(9) その他市長が別に定める事項
追加[平成17年条例11号]

(事業報告書の作成及び提出等)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、プラザに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) プラザの管理業務の実施状況
- (2) プラザの使用料の収入の実績
- (3) プラザの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

追加[平成17年条例11号]
(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第5条の規定による次の公募については、申し込むことができない。

追加[平成17年条例11号]
(開館時間)

第15条 プラザの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

追加[平成17年条例11号]
(休館日)

第16条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日の直後の休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

追加[平成17年条例11号]
(使用の承認)

第17条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用するときは、その旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

一部改正[平成17年条例11号]
(使用の不承認)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの使用の承認をしない。

- (1) プラザの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたととき。
- (2) プラザの建物及びその附属設備等を損傷又は亡失するおそれがあると認めたととき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたととき。
- (4) その他指定管理者が管理上その使用を不適当と認めたととき。

一部改正[平成9年条例20号・17年11号]
(使用承認の取消等)

第19条 指定管理者は、第17条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 第17条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。
- (5) その他指定管理者が管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の規定は、使用者の使用目的に応じて入場した者(以下「利用者」という。)(について準用する。
一部改正〔平成17年条例11号〕
- (入場の拒否)
- 第20条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入場を拒否することができる。
一部改正〔平成17年条例11号〕
- (目的外使用等の禁止)
- 第21条 使用者は、承認を受けた目的以外にプラザを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
一部改正〔平成17年条例11号〕
- (原状回復の義務)
- 第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、プラザの施設又は設備(以下「施設等」という。)を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 使用者は、施設等の使用を終わったときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第19条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命じられたときも同様とする。
- 3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代わって、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、使用者の負担とする。
一部改正〔平成17年条例11号〕
- (損害賠償義務)
- 第23条 指定管理者又は使用者若しくは利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
追加〔平成17年条例11号〕
- (使用料)
- 第24条 使用者は、別表第1に掲げる施設を使用しようとするときは、使用時間(使用の承認を受けた時間をいう。以下同じ。)(に応じ、別表第2に掲げる施設を使用しようとするときは、使用回数に応じ、それぞれ当該各表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用又は公益のために使用する場合その他特別の理由がある場合において、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。
- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
一部改正〔平成8年条例29号・17年11号〕
- (個人情報の取扱い等)
- 第25条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者及びプラザの業務に従事している者は、プラザの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。
追加〔平成17年条例11号〕一部改正〔令和4年条例15号〕
- (情報公開)
- 第26条 指定管理者は、大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。
追加〔平成17年条例11号〕
- (委任)
- 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成17年条例11号〕

- 附 則
(施工期日)
- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
一部改正〔令和3年条例3号〕
(令和3年度における浴室の共用停止)
- 2 第16条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和4

- 年3月31日までの間、浴室の共用を停止する。
一部改正〔令和3年条例3号〕
- 附 則(平成8年条例第29号)
この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則(平成9年条例第20号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成16年条例第3号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成17年条例第11号)
(施行期日)
- 1 この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の大和市柳橋ふれあいプラザ条例第8条の規定により受けた承認であって、第2条の規定の施行の日以後の使用に係るものは、第2条の規定による改正後の大和市柳橋ふれあいプラザ条例第17条の規定により受けた承認とみなす。
附 則(平成28年3月23日条例第2号)
この条例は、平成28年4月1日から施行する。
附 則(令和3年3月30日条例第3号)
この条例は、令和3年4月1日から施行する。
附 則(令和4年12月27日条例第15号抄)
- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表第1(第24条関係)

施設名	区分	
	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
第1集会室	1時間につき 600円	1時間につき 750円
第2集会室	1時間につき 300円	1時間につき 400円
会議室	1時間につき 150円	1時間につき 200円
調理実習室	1時間につき 200円	1時間につき 250円

備考 使用時間又は使用時間を超えて使用した時間に、1時間未満の端数が生じたときは、その端数を1時間とみなして使用料を計算するものとする。
一部改正〔平成8年条例29号・17年11号〕

別表第2(第24条関係)

施設名	区内		市外に住所を有する者	
	市内に住所を有する者	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者	市外に住所を有する者
浴室	中学生以上	1回につき 100円	中学生以上	1回につき 300円
	小学生	1回につき 50円	小学生	1回につき 150円
	幼児	無料	幼児	1回につき 50円

- 備考
- 1 1回とは、浴室に入場してから退場するまでをいう。
- 2 中学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者をいう。
- 3 小学生とは、学校教育法に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者をいう。
- 4 幼児とは、小学校就学前の者をいう。
追加〔平成8年条例29号〕、一部改正〔平成17年条例11号・28年2号〕

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則

平成6年2月24日
規則第2号

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、大和市柳橋ふれあいプラザ条例(平成5年大和市条例第32号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成17年規則33号・18年30号〕
- (申込書)
- 第2条 条例第6条の申込書は、指定管理者指定申込書とする。
追加〔平成17年規則33号〕、一部改正〔平成18年規則30号〕
- (申込書に添えて提出する書類)
- 第3条 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
追加〔平成17年規則33号〕、一部改正〔平成18年規則30号〕

(利用時間)

第4条 大和市柳橋ふれあいプラザ(以下「プラザ」という。)の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、利用時間を臨時に変更することができる。

(1) 浴室 午前10時から午後4時まで
(2) 浴室以外の施設 午前10時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。
一部改正〔平成17年規則33号・18年30号〕

(使用申請)

第5条 条例第17条の規定によりプラザの使用(特別な設備等をつけ、又は既存の設備等を使用するときを含む。)の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める手続を行わなければならない。

(1) 条例別表第1に掲げる施設(以下「集会室等」という。) 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める期間内にプラザ使用申請書を指定管理者に提出すること。
ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市内に事務所を有する事業者等の団体 使用日の6月前から前日(休館日の場合は、その前日)まで
イ 第15条第1号に規定する事業に使用するもの 使用日の1年前から前日(休館日の場合は、その前日)まで
ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの 使用日の3月前から前日(休館日の場合は、その前日)まで

(2) 集会室等以外の施設 使用する前に次条に規定する利用者カードを提示し、受付簿に所定事項を記載すること。
一部改正〔平成7年規則18号・9年14号・17年33号・18年30号・23年17号・24年15号・令和3年43号〕

(利用者カードの交付)

第6条 集会室等以外の施設を使用しようとする者は、あらかじめ利用登録票を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。
一部改正〔平成7年規則18号・9年14号・17年33号・18年30号〕

(登録内容の変更)

第7条 利用者カードの交付を受けた者が、登録内容を変更したいときは、速やかにその旨を届け出なければならない。
一部改正〔平成7年規則18号・17年33号〕

(利用者カードの再交付)

第8条 利用者カードの交付を受けた者が、利用者カードを紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。
一部改正〔平成7年規則18号・17年33号〕

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、その利用者カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
一部改正〔平成7年規則18号・17年33号〕

(使用の承認等)

第10条 指定管理者は、第5条に掲げる施設があったときは、その適否を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、同条第1号に掲げる施設については、プラザ使用決定通知書を申請者に交付するものとする。

2 集会室等の使用時間は、準備及び原状に回復するための時間を含むものとする。

3 集会室等の使用者は、使用の際、第1項後段に規定するプラザ使用決定通知書を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。
一部改正〔平成7年規則18号・9年14号・17年33号・18年30号・令和3年43号〕

(遵守事項)

第11条 使用者又は使用者の使用目的に応じて入場した者(第17条において「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用目的以外に施設、付属設備その他の器具等を使用しないこと。
(2) 付属設備その他の器具等を当該施設外に承認を得ずに持ち出さないこと。
(3) 火気を承認を得ずに使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
(4) 施設及び付属設備に承認を得ずにはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。

(5) 騒音、怒声等を生じ、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適当な行為をしないこと。

一部改正〔平成7年規則18号・17年33号・18年30号〕
(管理上の入室)

第12条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に入室することができる。

一部改正〔平成7年規則18号・17年33号・18年30号〕
(使用の変更又は取消し)

第13条 使用者が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、プラザ使用変更(取消)承認申請書をあらかじめ指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による承認申請があったときは、その適否を決定し、プラザ使用変更(取消)決定通知書により使用者に通知するものとする。

一部改正〔平成7年規則18号・17年33号・18年30号〕
(使用料の納付)

第14条 使用者は、条例第24条第1項本文の規定による使用料を前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 使用の承認後に使用の内容を変更したため、追加して納入する使用料については、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

一部改正〔平成7年規則18号・17年33号・18年30号〕
(使用料の減免)

第15条 条例第24条第1項ただし書の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を減額する。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業に使用するとき。使用料の全額
(2) 指定管理者が主催する事業のうち、市長が必要と認める事業に使用するとき。使用料の全額
(3) 地域における自治活動その他公共的活動を目的とする団体が、その目的のために使用するとき。使用料の2分の1の額
(4) 市の出資した一般財団法人及び一般社団法人並びに社会福祉法人が使用するとき。使用料の2分の1の額
(5) 国又は地方公共団体が主催する事業に使用するとき。使用料の2分の1の額
(6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるとき。使用料の全額

全部改正〔平成14年規則19号〕、一部改正〔平成17年規則33号・18年30号・20年96号・令和3年43号〕

(使用料の還付)

第16条 条例第24条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに使用料の全額を還付する。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。
(2) 第13条の規定により使用日の3日前までに使用の取消しの承認申請をし、指定管理者が承認したとき。

一部改正〔平成7年規則18号・9年14号・17年33号・18年30号〕

(破損又は滅失の届出)

第17条 指定管理者又は使用者若しくは利用者は、プラザの施設又は付属設備その他の器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出てその指示を受けなければならない。

一部改正〔平成7年規則18号・17年33号・18年30号〕
(様式)

第18条 この規則で使用の様式は、別表のとおりとし、その内容は第1号様式については市長が、第2号様式から第6号様式までについては指定管理者が別に定める。

追加〔平成18年規則30号〕

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成7年規則18号・9年14号・17年33号・18年30号・令和3年43号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施工する。

(浴室の利用時間に関する暫定措置)

一部改正〔令和3年43号〕

2 第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項第1号中「午後4時」とあるのは「午後零時30分まで及び午後1時30分から午後4時」とする。

一部改正〔令和3年43号〕

附 則(平成7年規則第18号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第14号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第19号)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の規定は、平成14年4月1日以後の使用の申請に係るものについて適用し、同日前に行われた使用の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成16年規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則(平成17年規則第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第30号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第96号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第17号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第15号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和3年12月27日規則第43号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定は、公布日から施行する。

別表(第18条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定管理者指定申込書	第2条
第2号様式	プラザ使用申請書	第5条及び第10条
第3号様式	利用者カード	第5条から第9条まで
第4号様式	プラザ使用決定通知書	第10条
第5号様式	プラザ使用変更(取消)承認申請書	第13条
第6号様式	プラザ使用変更(取消)決定通知書	第13条

追加〔平成18年規則30号〕

大和市証紙条例

昭和47年3月25日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収する歳入)

第2条 証紙による収入の方法により徴収する歳入は、次のとおりとする。

(1) 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号)別表第1に定めるし尿並びに粗大ごみ及び大型粗大ごみの手数料

(2) 大和市コミュニティセンター設置条例(昭和54年大和市条例第6号)別表第2に定める施設使用料

全部改正〔平成19年条例31号〕

(証紙の種類)

第3条 証紙の種類は、10円、30円、40円、50円、100円、150円、200円、250円、300円、400円、500円及び1,000円とする。

一部改正〔昭和56年条例35号〕

(領収書の不発行)

第4条 第2条の規定により歳入を徴収したときは、領収書を発行しない。

(証紙の売りさばき)

第5条 証紙の売りさばきは、市長が指定する売りさばき人(以下「売

りさばき人」という。)において行うものとする。

2 売りさばき人は、市長の定めるところにより、本市から証紙を買受けるものとする。

3 市長は、第1項の規定により売りさばき人を指定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、同様とする。

一部改正〔昭和56年条例35号〕

(証紙の無効)

第6条 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくはき損した証紙は、無効とする。

一部改正〔昭和56年条例35号〕

(証紙の返還等)

第7条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類を変更し、若しくは廃止したとき、又は第5条第1項の規定による売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により証紙を返還して還付を受けようとする者は、返還しようとする証紙の額面金額の合計額に対応する証紙の売りさばき手数料に相当する金額の現金を同時に納付しなければならない。証紙を他の証紙と交換する場合も、同様とする。

一部改正〔昭和56年条例35号〕

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない期間内において規則で定める日から施行する。(昭和47年規則第29号で昭和47年5月15日から施行)

附 則(昭和49年条例第30号)

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第35号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成19年条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成19年10月1日から施行する。

大和市証紙条例施行規則

昭和47年5月14日

規則第30号

注 昭和55年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(証紙の形式等)

第2条 証紙の形式等は、し尿証紙(第1号様式(その1))、粗大ごみ証紙(第1号様式(その2))及びコミュニティセンター証紙(第1号様式(その3))とする。

全部改正〔平成19年規則76号〕

(証紙の調製)

第3条 証紙を調製するときは、会計管理者が指定する職員(以下「職員」という。)を立ち合わせなければならない。

2 職員は、印刷の開始から終了まで立ち会い、印刷済の証紙の盗難その他の事故がないようにしなければならない。

一部改正〔昭和55年規則32号・平成5年11号・19年34号〕

(証紙の調製報告)

第4条 職員は、証紙の印刷が終了したときは、証紙調製報告書(第2号様式)とともに印刷した証紙を遅滞なく会計管理者に提出しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、内容を照査したうえ証紙を保管するものとする。

一部改正〔昭和55年規則32号・平成5年11号・19年34号〕

(証紙の出納)
第5条 会計管理者は、証紙出納簿(第3号様式)を備え、引渡しを受けた証紙を種類別に整理し、記録しておかなければならない。
一部改正〔平成19年規則34号〕
(本市の証紙発売所)
第6条 本市の証紙の発売所は、証紙主管課、市民課及び大和市役所連絡所設置規則(昭和49年大和市規則第5号)別表に定める連絡所(以下「発売所」という。)とする。
全部改正〔昭和55年規則32号〕、一部改正〔昭和56年規則55号・平成元年53号・11年43号〕
(証紙の請求及び受付)
第7条 前条に規定する発売所で証紙を発売する出納員(以下「発売人」という。)が証紙の交付を受けようとするときは、証紙交付請求書(第4号様式)を会計管理者に提出して交付を受けなければならない。
一部改正〔昭和55年規則32号・平成19年34号〕
(発売人の備付帳簿)
第8条 発売人は、保管証紙の受払い及び売りさばき代金の出納を明らかにするため、証紙売りさばき代金出納簿(第5号様式)を備えておかなければならない。
一部改正〔昭和55年規則32号〕
(証紙の返納)
第9条 発売人は、保管中の証紙のうち、き損又は汚染等のため使用できないと認めるものが生じたときは、証紙返納書(第6号様式)により会計管理者に返納しなければならない。
一部改正〔昭和55年規則32号・平成19年34号〕
(検査)
第10条 会計管理者は、必要があると認めるときは、発売人の保管する証紙及び帳簿を検査することができる。
一部改正〔昭和55年規則32号・平成19年34号〕
(売りさばき手数料の額の算定等)
第11条 売りさばき人に対する証紙売りさばき手数料は、し尿証紙購入総額に100分の10を乗じて得た額、粗大ごみ証紙購入総額に100分の15を乗じて得た額及びコミュニティセンター証紙購入総額に100分の10を乗じて得た額のそれぞれの額(以下この項において「各算出額」という。)に各算出額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た額(以下この項において「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
2 前項に規定する証紙売りさばき手数料は、証紙購入のときに支給する。
一部改正〔昭和55年規則32号・56年55号・平成元年23号・5年11号・11年43号・19年76号〕
(焼却処分)
第12条 会計管理者は、保管中の証紙で使用できないと認めるものがあるときは、焼却処分することができる。
一部改正〔平成19年規則34号〕
(証紙のはり付け)
第13条 し尿証紙はし尿くみ取り報告伝票(第7号様式)に、粗大ごみ証紙は排出する粗大ごみに、コミュニティセンター証紙はコミュニティセンター使用申請書にそれぞれはり付けて使用しなければならない。
一部改正〔平成20年規則4号〕
(使用済証紙)
第14条 証紙主管の課長は、はり付けられた証紙が再使用できないように処理しなければならない。
全部改正〔昭和55年規則32号〕、一部改正〔平成5年規則11号〕
附 則
この規則は、昭和47年5月15日から施行する。
附 則(昭和48年規則第15号)
この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
附 則(昭和48年規則第39号)
この規則は、昭和48年10月1日から施行する。
附 則(昭和49年規則第25号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
附 則(昭和49年規則第28号)
この規則は、昭和49年7月1日から施行する。
附 則(昭和55年規則第32号)
この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第55号)
この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
附 則(昭和61年規則第58号)
この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
附 則(平成元年規則第23号)
この規則は、平成元年4月1日から施行する。
附 則(平成元年規則第53号)
この規則は、平成元年10月1日から施行する。
附 則(平成5年規則第11号)
この規則は、平成5年7月1日から施行する。
附 則(平成11年規則第43号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成19年規則第34号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成19年規則第76号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成20年規則第4号)
(施行期日)
1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(準備行為)
2 この規則による改正後の大和市証紙条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第13条の規定による証紙のはり付けその他の新規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。
附 則(令和3年3月30日規則第13号)
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現に調整されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。
(改正経過は一部省略)

大和市ポイ捨て等の防止に関する条例

平成22年6月29日
条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 飲食用容器等 飲食物を収納し、又は収納していた袋、ペットボトル、缶その他の容器及びチューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
 - 2 犬の飼い主 犬を所有し、又は管理する者をいう。
 - 3 ポイ捨て等 飲食用容器等をごみ箱等の回収容器以外の場所に捨てること及び犬の飼い主が飼い犬のふんを放置することをいう。
 - 4 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
 - 5 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
 - 6 所有者等 市内において、土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
 - 7 公共の場所等 道路、広場、公園、河川その他の公共の用に供される場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物又は工作物をいう。
- (市の責務)

第3条 市は、ポイ捨て等の防止に係る意識啓発等この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

2 市は、市民等、事業者及び所有者等がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。(市民等の責務)

第4条 市民等は、公共の場所等で自ら生じさせた飲食用容器等を持ち帰り、又はごみ箱等の回収容器に収納しなければならない。

2 市民等は、地域におけるポイ捨て等を防止するため、清潔できれいなまちづくりの推進への意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めな

ればならない。

一部改正〔平成24年条例16号〕

(事業者の責務)

第5条 事業者は、ポイ捨て等を防止するため、事業所及びその周辺
その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実に努める
とともに、ポイ捨て等の防止に向けた意識の啓発その他の必要
な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策
に協力するよう努めなければならない。

一部改正〔平成24年条例16号〕

(犬の飼い主の責務)

第6条 犬の飼い主は、飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、
そのふんを回収し、自宅に持ち帰った上で適正に処理しなければ
ならない。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物又
は工作物等にポイ捨て等をされないように必要な措置を講じるよ
う努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施す
る施策に協力するよう努めなければならない。

一部改正〔平成24年条例16号〕

(ポイ捨て等の禁止)

第8条 何人も、公共の場所等にポイ捨て等をしてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中
止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう口頭により指導し、又
は書面により勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に
従わないときは、当該勧告に従うよう命令することができる。

一部改正〔平成24年条例16号〕

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要
な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成24年条例16号〕

(罰則)

第12条 第10条の規定による命令に違反した者は、20,000円以下の
罰金に処する。

追加〔平成24年条例16号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第10条の規
定は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の規定は、平成23年1月1日以後に第8条の規定に違反し
た場合に係る第9条の規定による勧告に違反した者に対して適
用する。

附 則(平成24年6月29日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、改正後の第
12条の規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定は、平成25年1月1日以後に第8条の規定
に違反した場合に係る改正後の第10条の規定による命令に違
反した者に対して適用する。

大和市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則

平成22年9月29日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成22
年大和市条例第13号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づ
き、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年規則54号〕

(勧告)

第2条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書(第1号様式)により
行うものとする。

(命令)

第3条 条例第10条の規定による命令は、命令書(第2号様式)により
行うものとする。

全部改正〔平成24年規則54号〕

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定
める。

一部改正〔平成24年規則54号〕

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3条の規
定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日規則第54号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第44号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(第1号様式、第2号様式及び第3号様式は省略)

大和市ボランティア袋取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市民、市民団体及び事業者による市内の公共
の場所の自主的なボランティア清掃活動(以下「ボランティア清掃」
という。)により生じた一般廃棄物(以下「清掃ごみ」という。)を処
理するためのボランティア袋の交付方法、排出方法その他の必要
な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に
定めるところによる。

(1) 市民団体 自治会その他の公共的団体、特定非営利活動法
人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2
項に規定する特定非営利法人をいう。)及びこれらに類する団
体をいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(3) 公共の場所 市内の道路、広場、公園、河川その他の公共
の用に供される場所をいう。

(ボランティア清掃)

第3条 支援の対象となるボランティア清掃は、市民、市民団体及び
事業者が地域の環境美化を目的に公共の場所を義務なく無償で
行う清掃とする。

(支援内容)

第4条 市長は、ボランティア清掃を行う者に対し、次の各号に掲げ
る支援を行うことができる。

(1) ボランティア袋の支給

(2) 清掃ごみの処理

(3) 前2号に掲げるもののほか、ボランティア清掃に必要と認めら
れる事項

(ボランティア袋の交付)

第5条 ボランティア袋の交付を受けようとする者は、ボランティア袋
交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。た
だし、市長が不要とした場合は、この限りでない。

2 ボランティア袋の仕様は、別図第1のとおりとする。

3 ボランティア袋の交付は、次の窓口で行う。

(1) 生活環境保全課

(2) 環境管理センター

4 ボランティア袋の交付枚数は、次の各号に掲げる区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人 1回の申請につき10枚単位で50枚を限度とする枚数

(2) 団体 1回の申請につき10枚単位で100枚を限度とする枚
数

(排出できる清掃ごみ)

第6条 ボランティア袋により排出することができる清掃ごみは、市
長が別に定める環境管理センターに搬入することのできる燃やせる
ごみ及び燃やせないごみとする。

(清掃ごみの排出方法)

第7条 ボランティア袋により清掃ごみを排出する者は、燃やせるご
み及び燃やせないごみに分別し、それぞれ各地域の戸別収集日に
排出しなければならない。

2 1回の収集日に排出できるボランティア袋は、3袋までとする。

3 前2項の規定以外の方法で清掃ごみを排出しようとする者は、あ
らかじめ生活環境保全課と協議し、その指示に従わなければならない

ない。

(用途)

第8条 ボランティア袋は、第1条に規定する目的以外の用途に使用してはならない。

2 市長は、前項に規定する用途以外に使用され排出されたボランティア袋及び前条に定める排出方法によらずに排出された清掃ごみは、収集しないものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

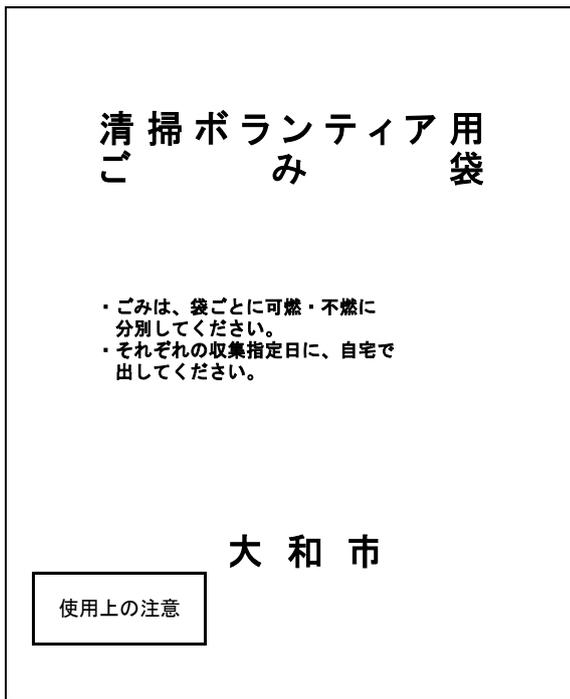
附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

様式番号	様式 の 名 称
第1号様式	ボランティア袋交付申請書

別図第1(第5条関係)



※透明(45ℓ)については、文字なしとする。

【寸法】

	区分	縦	横	厚み
1	大(45ℓ)	800 mm	650 mm	0.04 mm
2	小(20ℓ)	600 mm	650 mm	0.04 mm
3	透明(45ℓ)	800 mm	650 mm	0.03 mm

【袋の色】 緑色

【袋の文字の色】 黒色

大和市手数料条例(抜粋)

昭和26年4月1日
条例第9号

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。

(納付方法)

第3条 手数料は、申請又は交付のときに納付しなければならない。

ただし、別表家庭汚水等のくみ取り関係に定める手数料については、くみ取りの都度納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の免除等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。

(1) 本市の住民で公費の扶助を受けている者又は扶助を受けるために必要とする者から請求があったとき。

(2) 公簿、図面その他一般に周知させる必要があると認めものの閲覧について請求があったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、法令の規定により無料とされるものについて請求があったときは、手数料を徴収しない。

別表(第2条関係)

家庭汚水等のくみ取り関係

番号	名 称	区 分	金 額
1	家庭汚水(し尿を除く。)	18 リットルにつき	5 円
2	家庭し尿浄化槽放流水(家庭汚水と一緒に含む。)	18 リットルにつき	10 円

大和市粗大ごみふれあい収集実施規則

平成21年3月30日
規則第61号

(目的)

第1条 この規則は、粗大ごみ等の処理が困難な者に対する市民サービスの充実を図るため、粗大ごみ等のふれあい収集について必要な事項を定め、もって高齢者等の暮らしやすい生活環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 粗大ごみ等 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号。以下「条例」という。)第2条第2項第3号に規定する家庭系廃棄物のうち、条例別表第1に規定する粗大ごみ及び大型粗大ごみをいう。

(2) 持ち出し 粗大ごみ等を市長が別に定める収集場所まで搬出することをいう。

(3) 粗大ふれあい収集 次条第1項に定める世帯ごとに、粗大ごみ等を戸別に収集することをいう。

(対象世帯)

第3条 粗大ふれあい収集の対象は、次の各号のいずれかに該当する者で構成されている世帯であつて、持ち出しができず、かつ、持ち出しについて他の者の協力を受けられない世帯とする。

(1) 65歳以上の高齢者

(2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する障害のある者

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者

(4) 前3号のほか、特に市長が必要と認めたる者

(申込手続等)

第4条 粗大ふれあい収集を利用しようとする世帯の世帯主は、口頭により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、粗大ふれあい収集受付票を作成し、当該世帯の状態等を調査した上で、その可否を決定し、当該世帯主に回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により粗大ふれあい収集の実施を決定した場合、当該世帯主と協議し、申込みのあった日から10日以内に実施するものとする。この場合において、当該世帯主に粗大ふれあい収集を実施する際に、確認書に必要な事項を記載するものとする。

(収集方法)

第5条 市長は、粗大ふれあい収集を、粗大ごみ等が現存する場所から搬出することにより実施するものとする。

2 前項に規定する搬出の際に生じた家財又は家屋の損傷等については、市長は責任を負わないものとする。ただし、故意又は過失によるものについては、この限りでない。

(利用の制限)

第6条 次に掲げる場合については、粗大ふれあい収集を利用することができない。

- (1) 粗大ごみ等の搬出に際し、当該物品の取り出し工事、家屋の解体工事等を要する場合
- (2) 粗大ごみ等の搬出に際し、屋内の他の物品の移動を要する場合
- (3) 粗大ごみ等が、引越し等の家財道具に該当する場合
- (4) その他市長が利用を適当でないとする場合
(変更等の届出)

第7条 粗大ふれあい収集を利用しようとする世帯の世帯主は、次の各号のいずれかに該当する時は、口頭により市長に届け出なければならない。

- (1) 当該世帯が第3条に該当しなくなったとき。
 - (2) 粗大ふれあい収集の中止を希望するとき。
- 2 前項の届出による変更決定は、口頭により当該世帯主に通知するものとする。
(利用の中止等)

第8条 市長は、ふれあい収集の利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい収集を中止することができる。

- (1) 当該世帯が第3条に該当しなくなったとき。
 - (2) 第6条各号に該当することが判明したとき。
 - (3) その他粗大ふれあい収集の実施が困難なとき。
- 2 前項による中止は、口頭により当該世帯主に通知するものとする。
(変更)

第9条 市長は、相当の理由があると認めるときは、粗大ふれあい収集の日時を変更することができる。

2 前項による変更は、口頭により当該世帯主に通知するものとする。
(様式)

第10条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。
(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附 則

- (施行期日)
1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に受けている粗大ふれあい収集の申込みについては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第10条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	粗大ふれあい収集受付票	第4条
第2号様式	確認書	第4条

大和市家具類再生展示施設運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市家具類再生展示施設の運営に関し、必要な事項を定める。

(事業)

第2条 大和市家具類再生展示施設は、次の事業を行う。

- (1) 市民の申し込みにより、再生可能な家具類(以下「再生家具類」という。)の戸別収集を実施すること。
- (2) 再生家具類を清掃等により再生し、再使用に供すること。
- (3) その他必要な事業を実施すること。
(休館日)

第3条 大和市家具類再生展示施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。
(開館時間等)

第4条 大和市家具類再生展示施設の開館時間は、午前8時30分から午後4時とする。ただし、午前11時30分から午後1時まで、は、自動車での入場はできない。

2 再生家具類の戸別収集の申し込み受付時間は、午前8時30分から午後4時30分とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。
(再生可能な基準)

第5条 再生家具類は、木製家具類を基本とし、再生の可否は再生家具類判定基準(別表第1)によるものとする。

(再生家具類の戸別収集)

第6条 再生家具類の戸別収集に際しては、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号)第36条第1項に規定する手数料に相当する証紙を、再生に支障が無い部分に貼り付けてあることを確認し、収集するものとする。

(再生家具類の購入申込み等)

第7条 再生家具類の購入の申込受付期間は、展示期間内(別表第2)とする。

2 再生家具類の購入の申込みは、前項の展示期間内において1人につき1点限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、公開抽選の対象としなかった再生家具類(以下「無抽選再生家具類」という。)の購入については、1人につき1週間に1点まで申し込むことができる。

(公開抽選)

第8条 再生家具類の購入申込みが1人の場合はその者を当選者とし、2人以上の場合は公開抽選により当選者を決定する。

2 公開抽選は、前条に定める展示期間最終日(別表第3)に行うものとする。

3 公開抽選を行うときは、当日の来場者又は市職員をこれに立ち合わせるものとする。

(当選者等への通知)

第9条 当選者には、当選通知書(第1号様式)により通知する。

2 当選者が都合等により再生家具類の購入を辞退し、次点の者がいる場合は、その者を当該再生家具類の当選者とし、前項を適用する。

3 無抽選再生家具類の申込者には、頒布通知書(第2号様式)により通知する。

(購入代金等)

第10条 再生家具類の当選者は、大和市に当該再生家具類の購入代金を納付しなければならない。

2 購入代金は、納入通知(納付)書兼領収書により指定する日までに納入しなければならない。

3 購入代金は別に定める基準により、1点500円から5,000円の範囲で設定するものとする。

4 当選者が納入した購入代金は返金しない。ただし、納入後に再生家具類の引取り辞退の申し出があった場合を除く。

5 前項による辞退の申し出は、辞退届(第3号様式)によるものとする。

(再生家具類の引取り等)

第11条 再生家具類の引取期間は、購入代金を納入した日から起算して14日以内とする。

2 再生家具類を引き取る者(以下「引取り者」という。)は、領収日付印の押印された納入通知(納付)書兼領収書を提示しなければならない。

3 再生家具類の搬出は、引取り者が引取り書(第4号様式)を提出後、自らの責任において行うものとする。

4 大和市は、前項により搬出された再生家具類の瑕疵担保責任を負わないものとする。

(当選の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、当選を取り消すことができる。

- (1) 当選者から当該権利の辞退の申し出があったとき。
- (2) 当選者が納入期限までに購入代金を納入しなかったとき。
- (3) 当選者が引取期限まで再生家具類の引取りを行わなかったとき。
(無抽選再生家具類に関する準用)

第13条 前3条の規定は、無抽選再生家具類及びその申込者に準用する。

(入館者の遵守事項)

第14条 入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 附属設備、器具等を大和市家具類再生展示施設の外に持ち出さないこと。
- (2) 許可なく壁、柱、扉等にポスター、看板、旗その他これらに類するものを掲げ、若しくは張りつけ、文字等を書き、又は釘類を打たないこと。
- (3) 許可なく動物、不潔な物品等を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく火気を使用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙はしないこと。
- (6) 騒音、怒声等が発生し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及

ぼす行為をしないこと。

(7) その他係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第15条 利用者は、施設等を損傷し、又は損傷させたときは、直ちにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

(再生家具類の公用への転用)

第16条 第7条に規定する購入の申込みがない再生家具類、又は汚損等により再生に適さない家具類に公用の需要があるときは、当該家具類を無償で当該公用に供することができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

再生家具類判定基準

キズ	家具正面などに3cm以上の目立つキズやへこみがない。
汚れ	多量のシール、油性マジック等の書き込みがない。
破損	欠損及び損傷(破れ、ササクレ、折損)がない。
機能	操作テストにおいて動作不良又は引出し、扉若しくは脚が弱くすぐに破損する恐れがない。

別表第2(第7条関係)

展示期間

展示期間	毎月1日から第4土曜日の午後2時まで。 ただし、変更がある場合は、別途期間を提示し周知する。
------	---

別表第3(第8条関係)

公開抽選日

公開抽選日	毎月の第4土曜日の午後2時以降。 ただし、変更がある場合は、別途日時を提示し周知する。
-------	--

(第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式は省略)